

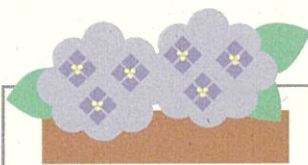
みんなで、す～で！
ながさき **虹色** プロジェクト

長崎市地域まちづくり計画

令和3年度～令和7年度

(案)





計画の名称について

「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト」の名称は、地域コミュニティ推進審議会の委員の皆さまにご提案いただき決定したものです。地域には色々な人がいて、まちづくりは地域によって異なり多様性がある、また、現状から明るい未来への懸け橋になるという意味が込められています。みんなでまちづくりに取り組もうという思いを、皆さんに身近に感じていただくよう長崎弁で呼びかける言葉で表現しました。





目次

1

計画の基本的な考え方について

(1) 計画策定の趣旨と経過	1
(2) 計画の概要・位置付け	3
(3) 計画の期間	3

2

長崎市の現状

(1) 人口の推移	4
(2) 世帯人数の推移	4
(3) 人口構成	5
(4) 自治会加入率の推移	5

3

計画策定に係る検討過程

(1) 検討過程	6
(2) 第2期地域福祉計画の検証による成果と課題	10
(3) 地域自治を進めるために必要な視点	13

4

目指す地域の姿

(1) 目指す地域の姿と2つの柱	14
(2) 計画の体系図	15

5

目指す地域の姿を実現するために

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり 17

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ 19
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する 24
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む 27
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む 37

柱2 未来へつなげる体制づくり 39

- (1) 地域の体制づくりを進める 39
- (2) 地域への支援体制を強化する 44

6

計画の推進・進捗管理

- (1) 計画の推進 50
- (2) 進捗管理 50
- (3) 目標指標 50
- (4) 方向性の進捗をはかる指標 51

7

参考資料

- (1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会 53
- (2) 長崎市地域コミュニティ推進本部 54
- (3) 長崎市社会福祉協議会 55
- (4) 市民アンケート調査結果概要 57
- (5) 長崎市よかまちづくり基本条例 62
- (6) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例 65

1 計画の基本的な考え方について

(1) 計画策定の趣旨と経過

ア 趣旨

地域を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化してきており、地域においては、一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮、虐待、孤立死等深刻な問題が顕在化するなど、地域課題は複雑化・多様化してきています。

私たちが暮らす長崎市でも、自治会加入率の低下や地域活動への参加者の減少、地域団体の役員の担い手不足など地域における連帯感が希薄化し、自助・共助の力が弱くなってきているという現状がみられます。そのような中、様々な分野において自治会をはじめそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組み、地域課題の解決に大きな役割を果たしていただいています。

長崎市では、将来に向けてこの大切な地域の力を集める「地域コミュニティのしくみづくり」と、行政がしっかりと地域に寄り添った支援をする「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築しました。

地域コミュニティのしくみづくりでは、地域の各種団体が連携してまちづくりに取り組むしくみを構築することにより、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、地域における一体的なまちづくりの実現に近づいてきました。

また、行政サテライト機能再編成においては、4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置し、それぞれにまちづくりを支援する職員を配置して、地域全体を見る体制を整備したことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うこととしました。まさに、市と市民が連携・協働して地域におけるまちづくりを推進していくためのしくみが動き出したところです。

各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい生活様式への転換など、様々な環境の変化にも、地域と市が力を合わせて対応できるようにする必要があります。そのため、これからも地域のつながりをさらに深め、様々な主体がそれぞれの強みを活かし役割を果たしながら、「地域を支えるしくみ」を活用し、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり^{※1}（＝地域自治）をより一層進めていくため、本計画を策定することといたしました。

※1 「地域におけるまちづくり」とは、住民などが自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。（長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項）

イ 経過

本市では、社会福祉法に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、平成23年に第1期地域福祉計画、平成28年に第2期地域福祉計画を策定しました。この計画は、長崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の「地域福祉活動計画」と一体的に策定して、市社協と協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、平成23年度から地域コミュニティのしくみづくりプロジェクトにおいて、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行うための地域を支えるしくみづくりを行い、平成31年3月には「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例^{※2}」を施行しました。

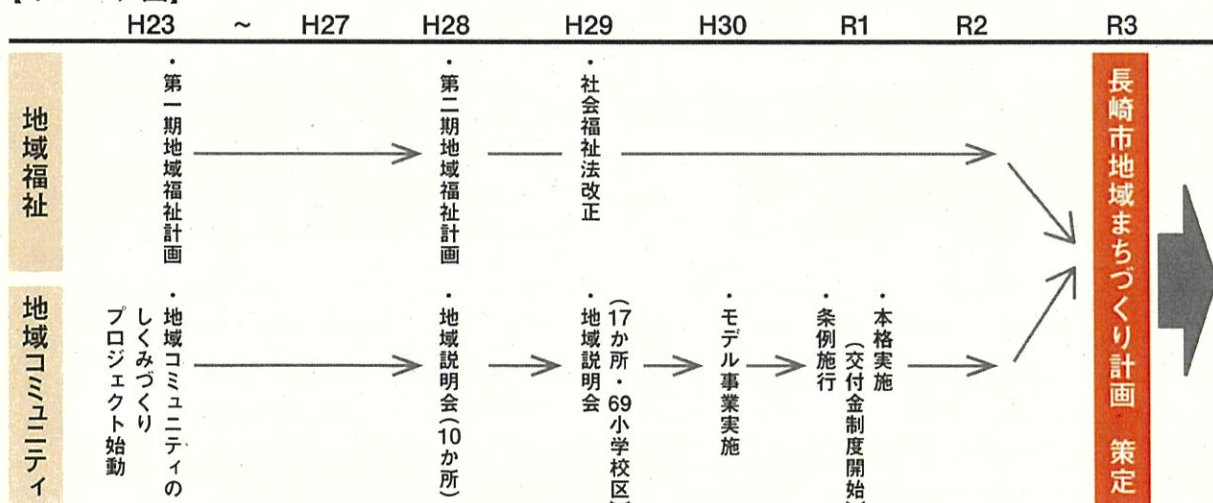
また、平成29年10月からはまちづくりを支援する職員を配置する等、市と市民が協働して地域におけるまちづくりを推進しています。

国においても、「地域共生社会^{※3}」の実現に向けて平成29年度に社会福祉法を改正し、①地域住民が地域課題の解決を図ること、②市は包括的な地域課題の相談に応じる体制(複雑な地域課題を丸ごと受け止める体制)を整備することを追加して、更なる地域福祉の推進を求めています。

そのため本市では、地域におけるまちづくりをより一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、**地域福祉計画を包含した「長崎市地域まちづくり計画」を策定**することとしました。

なお、これまでと同様に、地域福祉の推進には、市社協との連携が必要であることから、「地域福祉活動計画」の要素も併せもつものとしします。

【イメージ図】



※2 65ページ「7 参考資料(6)長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」参照

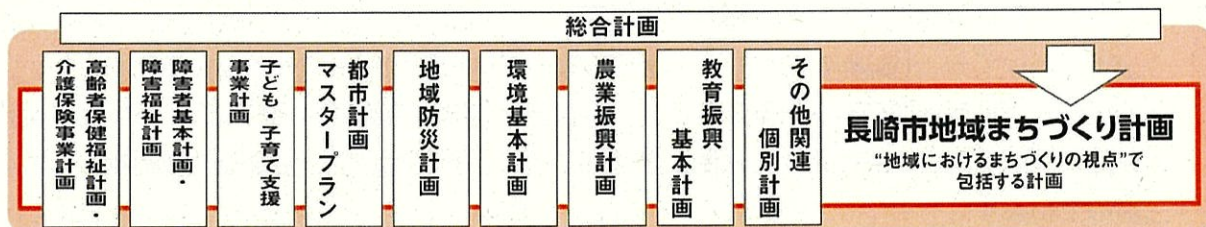
※3 「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より)

(2) 計画の概要・位置付け

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例^{※4}の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

また、地域におけるまちづくりの推進は、地域福祉のほか、防犯防災、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の各個別計画と整合を図り、“地域におけるまちづくりの視点”で包括する計画と位置付けます。

◆長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



(3) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地域福祉計画	第1期計画					第2期計画					第1期計画 (第3期地域福祉計画を包含)				
地域まちづくり計画															

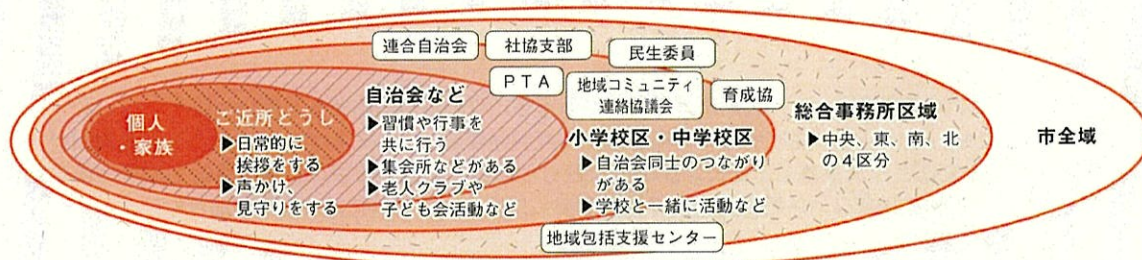
※4 61ページ参照「7 参考資料(5)長崎市よかまちづくり基本条例」参照

圏域のとりえ方

地域のまちづくりは、個人や家庭、ご近所同士や自治会から、小学校区・中学校区、総合事務所の範囲、市全域といった様々な圏域において取り組まれています。

地域課題は容易に解決できるものから、複雑・困難で専門的な支援が必要なものまで、極めて多様です。それらに柔軟に、迅速に、適切に対応していくために、重層的な圏域でとらえ、圏域ごとの機能や特性を把握して、それぞれの特性を活かせるしくみや活動の展開を考えていく必要があります。

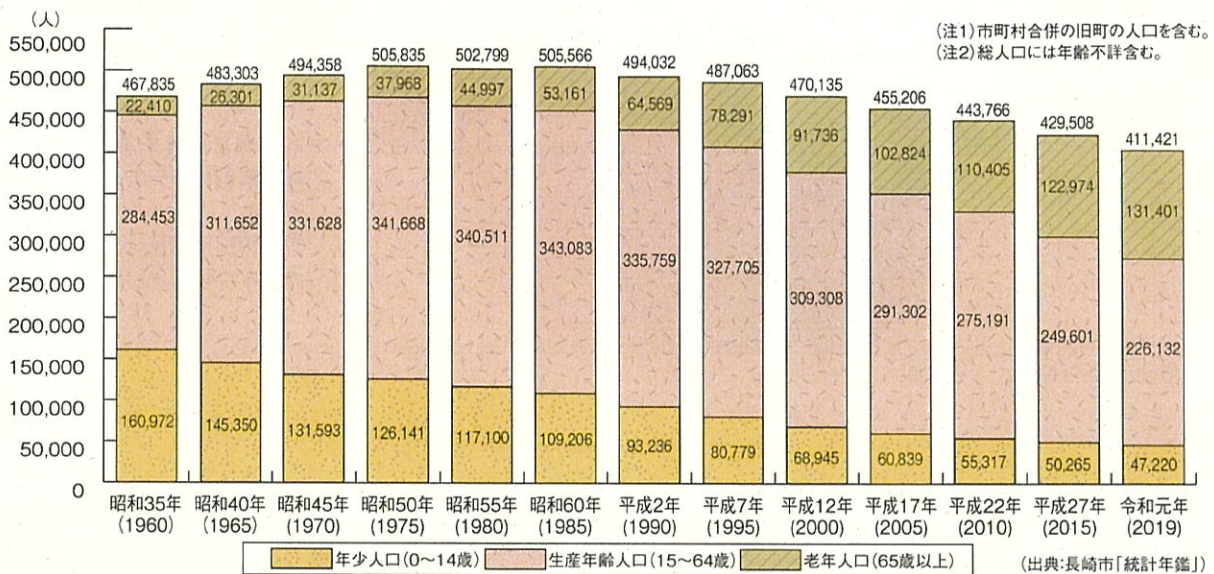
◆様々な圏域と関係団体、機関のイメージ図



2 長崎市の現状

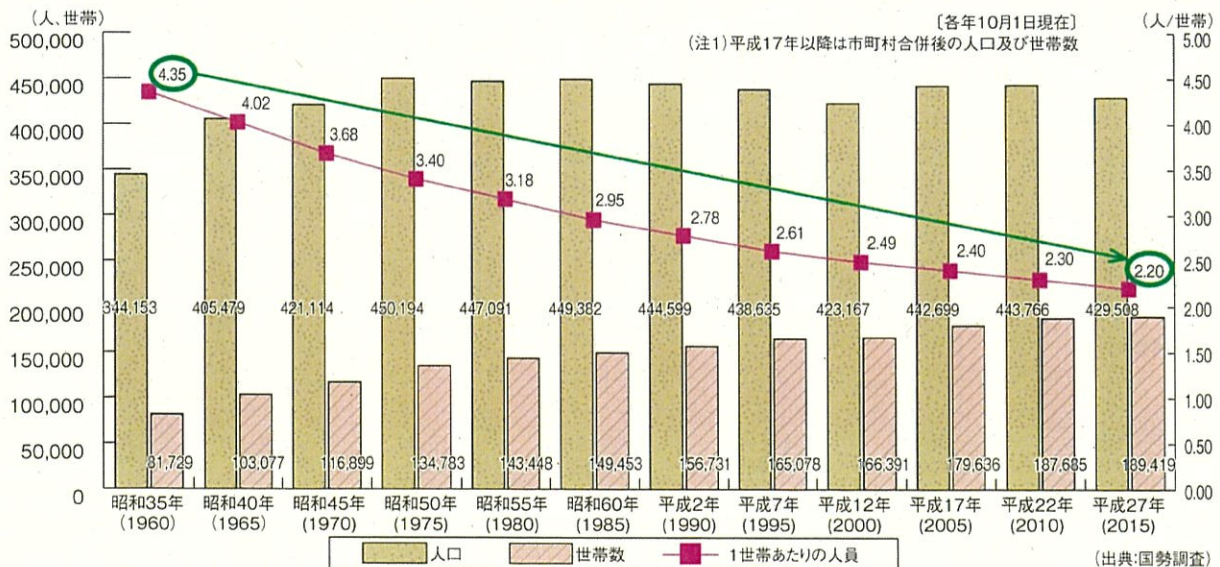
(1) 人口の推移

長崎市の総人口は、昭和60年を過ぎた頃から減少傾向にあります。
 年少人口（15歳未満）が減少の一途をたどる中、老年人口（65歳以上）の増加が継続しており、
 少子化と高齢化が同時に進行している状況です。



(2) 世帯人員の推移

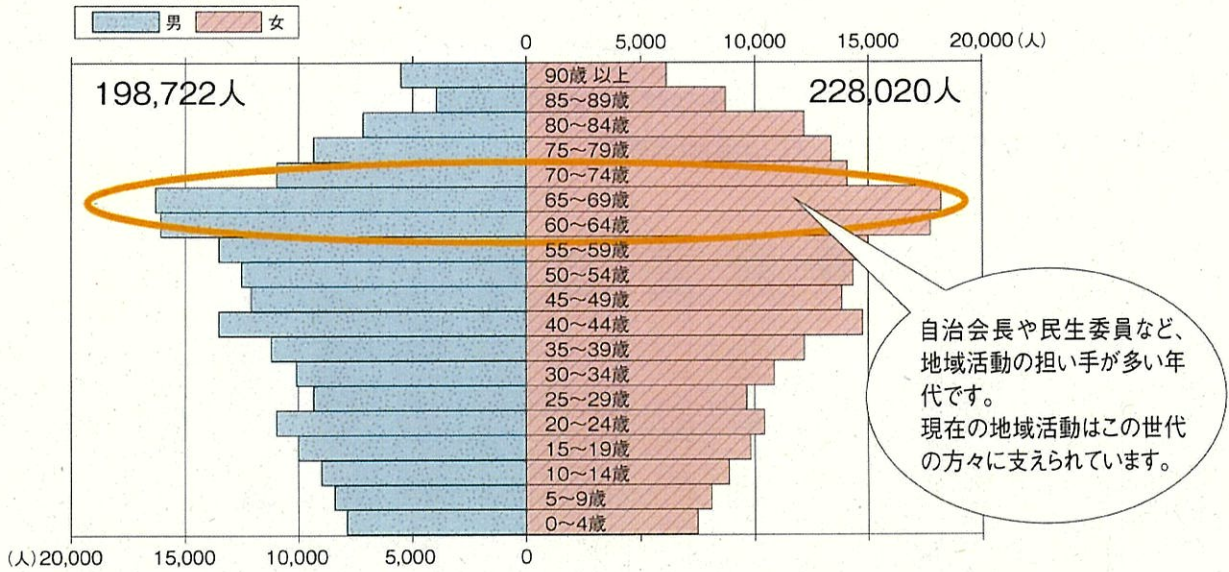
単身世帯が増加し、一世帯あたりの人数は減少傾向にあります。
 一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和35年には4.35人だったのが、平成27年には2.20人
 となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



(3) 人口構成

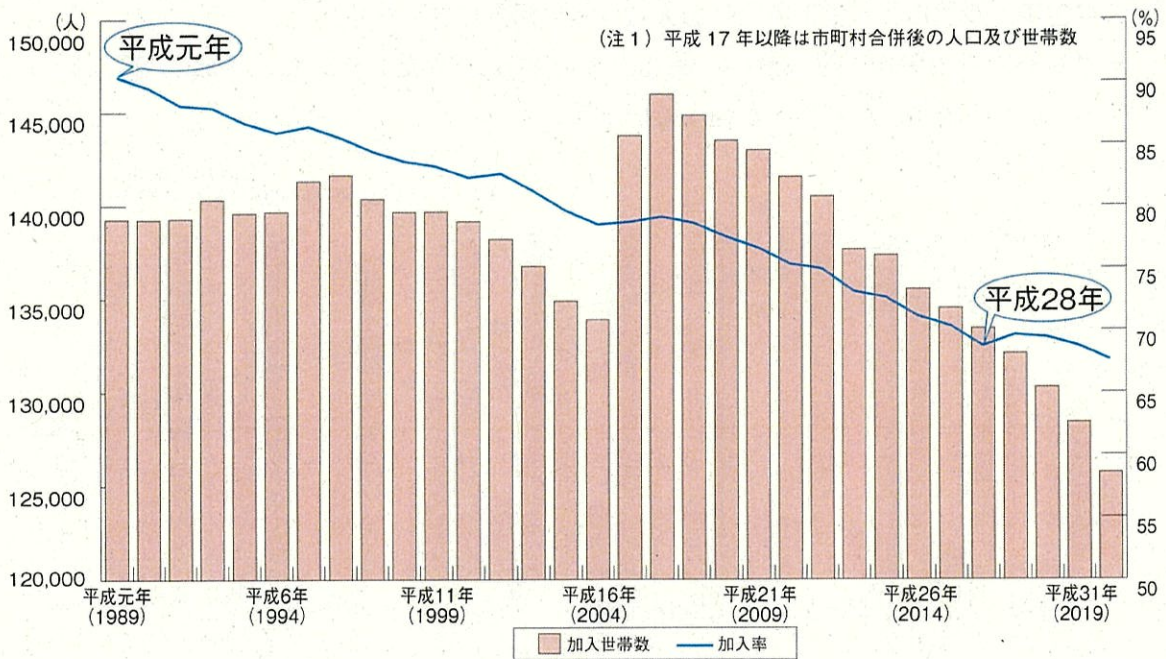
平成27年の国勢調査による人口構成を見ると、60代の人口が最も多くなっています。

現在、地域活動を支えている60歳代、70歳代の方々が、10年後20年後には支えられる側となり、支える世代よりも支えられる世代の方が人口が多い構図となっていくことが予想されます。



(4) 自治会加入率の推移

自治会加入率も減少傾向にあり、平成元年は90%を超えていましたが、平成28年からは70%を下回っています。



3 計画策定に係る検討過程

(1) 検討過程

ア 計画策定における検討過程の重要性

地域のまちづくりを推進するためには、市の関係部局の連携だけでなく、地域で取り組む際に中心となる地域団体等の主体的な参画が重要となってきます。そのため、市民アンケート調査や担い手となる様々な主体の方々にも意見をいただき、計画策定を進めました。

イ 計画策定の過程

(ア) 長崎市地域コミュニティ推進本部

市では、市長を本部長とし、関係部局長を委員とした長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し、本部会議、幹事会など全庁体制で計画の検討を行いました。

(イ) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、教育関係団体、防災関係団体、産業関係団体など20名の委員で構成された同審議会においてご審議いただき、様々なご意見をいただきました。また、本計画の名称についても検討・提案していただきました。



(ウ) 市民からの意見聴取

a 市民アンケート調査の実施

18歳以上の長崎市民2,000人(無作為抽出)を対象に、近所づきあいや地域活動への参加状況などの現状を把握するためアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査期間：令和元年12月1日～12月27日(27日間)
- ・ 調査方法：郵送方式(配布、回収ともに郵送で実施)
- ・ 回収状況：回収数 944人 回収率 47.2%

b 地域活動の担い手等との意見交換

令和2年8月から11月にかけて、地域コミュニティ連絡協議会や長崎市保健環境自治連合会等の地域活動団体、若年世代などの皆さんと、活動における課題や市の支援策などについて意見交換を行いました。

[地域コミュニティ連絡協議会]

令和2年8月末時点で設立されている18協議会の会長や副会長、事務局長などの皆さんと意見交換を行いました。



目指す地域の姿について、「支え合うつながりのある地域」や、「地域活動に全員が参加しみんなで一緒に盛り上げていくまち」など、それぞれに思い描く未来像や「行事ではなく福祉の部分を大切にしないといけない」「5年、10年かけて地域づくりに励む」「それぞれができることや得意な部分を生かしていく」等といった将来を見据えたご意見を多く伺うことができました。

[長崎市保健環境自治連合会]

長崎市保健環境自治連合会役員の皆さんと意見交換を行いました。

「住民の意識の違いや担い手不足の中、地域の中で高齢者をどう支えていけばいいのか」といった課題や「地域の活性化につながればと高齢者サロンを立ち上げ、ボランティアを募ったら思いのほか手が挙がった」「地域の代表者としての責任と違って色々取り組んでいる」といった活動への意見や「市職員も地域活動への参加をお願いしたい」等、市への要望もいただきました。



[長崎市社会福祉協議会支部]

長崎市社会福祉協議会支部長会役員の皆さんと意見交換を行いました。

高齢者サロン運営の後継者不足の実情や「核となる人に声をかけたらボランティアをしてくれる人が意外に増えてきた」といった工夫、「地域コミュニティ協議会をつくることで様々な意見を吸い上げることができた」等といった活動に関するご意見の他、様々な事情で地域コミュニティ連絡協議会の結成が困難な地域に対する支援策の必要性に関するご意見を伺うことができました。



[長崎市民生委員児童委員協議会]

長崎市民生委員児童委員協議会理事の皆さんと意見交換を行いました。

これから地域で活動するにあたっては「さらなる自治会との連携が必要」「活動の広報が大切」等といった課題のほか、「小さくても出来ることから取り組み、段々と顔なじみになってから大きなことに取り組みたい」といったご意見も伺うことができました。



[長崎市青少年育成連絡協議会]

長崎市青少年育成連絡協議会役員の皆さんと意見交換を行いました。

日頃の地域活動において「つながりと継続性が難しい」「活動の拠点が無い」等といった課題や、今後地域のまちづくりにおいて必要なこととして「子どもを主体（地域の一人）として考えていくことが必要」「学校と地域の連携をもっと進めたい」「隠れているボランティアにいかにも表に出てきてもらうのが大事」等といったご意見を伺うことができました。

[長崎市PTA連合会]

長崎市PTA連合会役員の皆さんと意見交換を行いました。

日頃地域活動を行う上で、「学校と地域の連携はとても必要」「活動に地域住民を巻き込んでいくためにはしっかりと話し合いが必要」等といったご意見をいただきました。また、「地域の団体や学校、事業所などがつながることで、新しいことに取り組むことができ、楽しくなるのでは」「地域活動に参加しやすいよう地域活動の際、仕事を休みやすくする制度があるといい」等といった新しいアイデアも伺うことができました。

[大学生]

大学生の皆さんとオンラインにて意見交換を行いました。

「どんな地域に住みたいか」については、「子どもの居場所が家と学校以外にある地域」「商店街が元気なまち」「夏祭り等に色々な人が関わって、それぞれ自分たちがつくってきたものがある地域」等といった具体的な意見が出されました。

また、「大学生は地域のことを考えるきっかけが無いので情報が欲しい」「人のつながりが地域に関わるきっかけとなるのでつながりを広げていくことが大事」等地域と関わるきっかけが必要であるという意見も出されました。

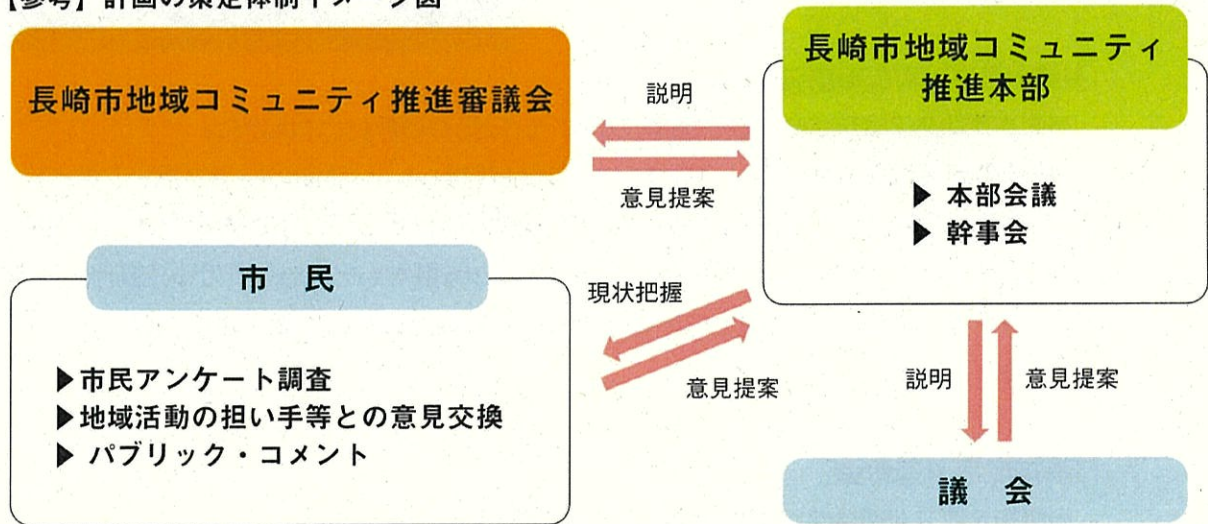


c)パブリック・コメントの実施

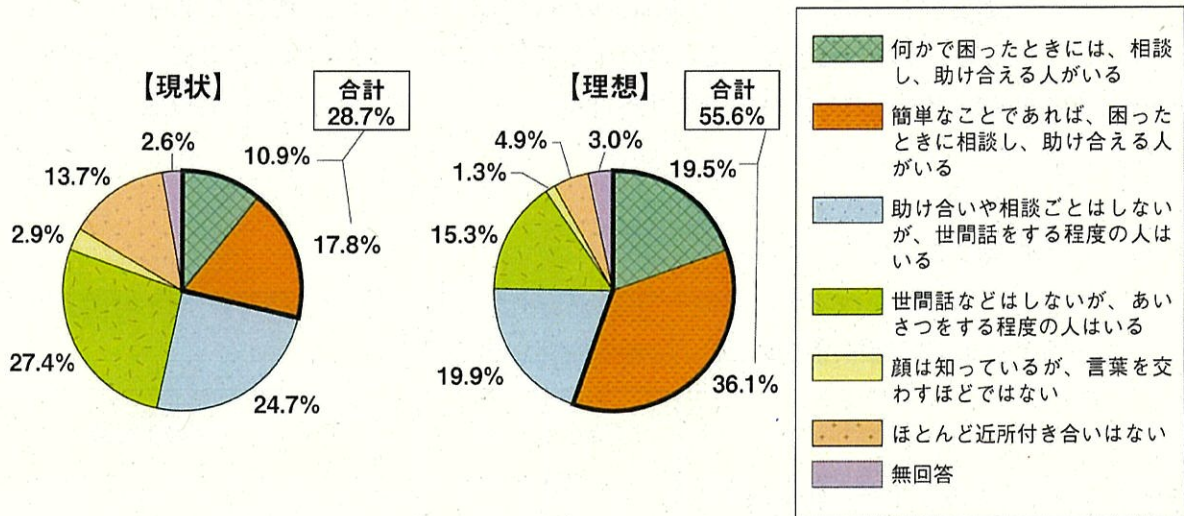
計画案について市民からの意見を幅広く募集するため実施しました。

- ・調査期間：令和2年12月11日～令和3年1月12日（33日間）

【参考】計画の策定体制イメージ図



《目標指標1の参考》ご近所に助け合える人がいる人の割合の現状と理想の比較
 (令和元年度長崎市地域まちづくり計画策定に係るアンケート調査より)



アンケート結果から、「ご近所に助け合える人がいる」人（「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がいる」及び「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」と回答した人）の割合を、現状と理想で比較してみると、「ご近所に助け合える人がいる」人は現状で28.7%となっていますが、**理想としては現状の倍近い55.6%の人が「ご近所に助け合える人がいる」ことを望んでいる**ことがわかります。

このことから、今後もより一層、ご近所同士で助け合える関係を築くための地域での取り組みや市の支援が必要であると考えます。

イ 支え合う力を強くするための取り組みについて

(ア) 地域内の連携を強くする場の創出

第1期計画では、地域(概ね小学校区)の各種団体等が集まって、地域の困りごとなどについての意見出しや課題の共有、その解決方法について知恵を出し合う、話し合いの場として座談会を開催しました。第2期計画では、特に第1期計画期間中に座談会を開催していない24地区で開催することを目標とし、内7地区で開催しました。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	計
目標値	10地区	10地区	4地区	—	24地区
実績値	1地区	2地区	1地区	3地区	7地区

話し合いの回数を重ねることで、参加者のまちづくりに関わる当事者としての意識が強くなってきたり、複数回の話し合いに、様々な団体、世代が参加することで新たな担い手が出てきたりした一方、話し合いの目的や経過を住民に広く周知し、参加を呼びかけるための継続的な情報発信が必要との課題も見えてきました。

(イ) 地域で実践につなげる「わがまちのプランづくり」

座談会を開催した地区を中心に、地域の自主性、独自性を大切に、課題解決に向けて、地域住民による取り組みを示した地区別計画(小地域計画)策定の支援を第1期計画から引き続き行い、未策定地区52地区の内16地区で新たに策定されました。

また、既に策定した地区においても、策定から概ね5年で地区別計画を見直すこととし、6地区で見直しを行いました。

地区別計画策定にあたっては、第2期計画期間中に市社協と協議のうえ、基本的に地域コミュニティ連絡協議会設立時に策定する「まちづくり計画」として策定していくこととしました。

		H28年度	H29年度	H30年度	R 1年度	計
新規策定	目標値	13地区	13地区	13地区	13地区	52地区
	実績値	4地区 (1)	6地区 (4)	1地区 (1)	5地区 (5)	16地区 (11)
見直し	目標値	3地区	7地区	3地区	1地区	14地区
	実績値	0地区	1地区 (1)	1地区 (1)	4地区 (4)	6地区 (6)

※ () 内は地域コミュニティ連絡協議会設立時にまちづくり計画として策定した地区の内数

地区別計画をつくることで、これまで漠然としていた地域の課題が整理され、地域の目指す姿や方向性が明確になったり、自治会やPTAが別々に行っていたパトロール等の活動を連携して行ってはどうかとの提案がなされたり、事業の見直しや負担軽減のきっかけづくりとなりました。

また、課題としては、目指す姿の実現をめざし、各団体が連携した効果的な事業の創出や、既存事業の統合を図るなど、各団体の負担を軽減する必要が出てきました。

ウ 地域コミュニティを支えるしくみについて

平成28年度から、地域福祉計画と地域コミュニティを支えるしくみを併せて推進していくこととし、全市的に地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けて、話し合いの場の開催及びまちづくり計画の策定支援を行ってきました。

地域コミュニティを支えるしくみを継続的な制度とするため、平成31年3月に長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例を施行しました。また、「行政サテライト機能再編成」により、平成29年10月から総合事務所及び地域センターにまちづくりを支援する職員を配置しました。

[地域コミュニティ連絡協議会設立地区実績 (全77地区想定)]

	H27年度以前	H28年度	H29年度	H30年度	R 1年度	計
目標値	—	—	—	6地区	16地区	22地区
実績値	2地区	1地区	3地区	2地区	9地区	17地区

地域においては、様々な世代や多様な主体で協議会を構成することで、活動に関わる住民の増加や、地域課題を解決するための実行体制ができるなど、地域コミュニティのしくみを活用し、主体的に課題解決に取り組む地区が増え、各種団体が連携したまちづくりの実現に近付きました。

また、市においては、「行政サテライト機能再編成」によりまちづくりを支援する職員を配置し、縦割りではなく地域全体を見る体制が整備されたことで、地域の特性に応じて寄り添ったまちづくり支援を行うことができるようになりました。

「地域コミュニティのしくみづくり」と「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築することで、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する地区が増えるとともに、まちづくりを支援する職員の配置により、市と地域が連携・協働して地域におけるまちづくりに取り組むことができるようになりました。

一方、課題としては、地域のまちづくりの担い手に対する人材育成をはじめ、情報の提供、連携・交流の促進などの支援や、地域におけるまちづくりを進めることによって、地域福祉のみならず、自治会の活性化、防犯防災、健康づくり、教育など多岐にわたって推進が図られることから、全庁体制での支援が必要であることが見えてきました。

③ 地域自治を進めるために必要な視点

ここまでの検証を踏まえ、これから地域自治を進めていくために必要な視点を、次のとおり整理しました。

- 当事者意識の醸成
- 様々な団体や世代の参画
- 人材発掘・人材育成
- 地域全体で目指す姿の共有
- 各団体の役割分担・相互補完の促進
- 各団体や事業所等の連携及びネットワークづくりの強化
- 様々な世代や多様な主体で構成された実行体制づくり
- 全庁体制による支援の強化

4 目指す地域の姿

(1) 目指す地域の姿と2つの柱

地域自治を進めるための必要な視点を整理し、次のとおり「目指す地域の姿」とそれを実現するための「2つの柱」を定めました。

この2つの柱の考え方は、1つ目の柱は、地域の中で住民や地域団体等、様々な主体が地域活動に参画する、そして市も連携・協働して取り組みを進めるということです。次に2つ目の柱は、柱1に掲げる地域におけるまちづくりをこれから先も続けていくための基盤をつくる、という考え方です。

また、2つの柱に取り組むために、それぞれ方向性を設定しました。

目指す地域の姿

**みんながつながり支えあい、
安心していきいきと暮らせるまち**

目指す地域の姿を実現するための「2つの柱」と2つの柱に取り組むための「方向性」

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 地域の体制づくりを進める
- (2) 地域への支援体制を強化する

(2) 計画の体系図

地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり」をさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

なお、地域におけるまちづくりとは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくこと(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)としており、本計画において目指す地域の姿は、次のとおりとします。

目指す地域の姿	みんながつながり支えあい、 安心していきいきと暮らせるまち
---------	--

2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性	
1 みんな で 取 り 組 む 地域のまちづくり	(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ ・地域（人、活動など）を知る ・日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる	▶
	(2) 様々な人や団体が参画し連携する ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める	▶
	(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む ・福祉や防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し、共有する ・支えあいや防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む	▶
	(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む	▶
2 未来 へ つ な げ る 体制づくり	(1) 地域の体制づくりを進める ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する ・地域活動の担い手発掘、育成に取り組む	▶
	(2) 地域への支援体制を強化する ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的に相談を受ける体制を整備する ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する	▶

よかまちづくり基本条例

- ◇まちづくりの基本原則（第4条）情報共有・参画・協働
- ◇市民の役割（第5条）市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働すること
- ◇市長等の責務（第7条）情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等

地域におけるまちづくりの推進に関する条例

- ◇目的（第1条）安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること
- ◇定義（第2条第3項）地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう



地域での取組み例	市や関係機関などの支援例
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつが自然にできる地域づくり（あいさつ運動等） ・地域の情報発信（広報紙等） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報紙、SNSなどを活用した地域の情報発信 ・公民館講座や出前講座の開催 ・ながさき歴史の学校の講座開催 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進 ・地域団体や活動の情報発信（広報紙、SNS等） ・地域内各団体の定期的な情報交換の場 ・移住者と既住民との意見交換の場 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進の支援 ・目的を持って活動するそれぞれの地域団体への運営支援 ・団体同士やボランティアの交流支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子ども見守り活動 ・鳥獣被害対策活動 ・いざというときの避難体制づくり ・防災訓練の実施 ・地域資源を保全する活動 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野(福祉や防災、生活環境、教育文化等)の課題解決の取り組み支援（情報提供、活動内容の相談、助成金等） <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・まちあるき(さるく)など魅力発見 ・地域の伝統文化等地域資源を活かした魅力発信 ・特産品の開発 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の支援 ・商店街の賑わい整備支援 ・移住促進の支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催 ・情報交換会の開催 ・活動やイベントの共催 ・地域カレンダーの作成 ・子ども会議の開催 ・地域活動を担う人材の発掘、育成 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で地域のことを話し合う場の開催支援 ・まちづくり計画の策定支援 ・地域コミュニティ連絡協議会設立支援 ・地域運営のための講座、研修会の開催 ・まちづくりを担う人材の養成 ・介護や医療等の専門職との連携 <p style="text-align: right;">等</p>
/	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における相談窓口の充実 ・総合相談支援(しゃきょう“なんでも”相談)の充実 ・行政サテライト機能再編成による地域を応援する市の体制整備 ・地域包括ケアシステムの構築 ・地域コミュニティ推進本部による全庁体制、横断的な地域におけるまちづくりの推進 ・市職員の地域活動への参加の意識づけ <p style="text-align: right;">等</p>

5 目指す地域の姿を実現するために

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

「地域のまちづくり」と聞いて皆さんがイメージするのはどんなことでしょうか。

地域では、自治会が行う夏祭りや郷くんち、地区の運動会やもちつき大会などの行事のほか、清掃活動や防災訓練、登下校時の子どもたちの見守り、高齢者の健康づくりや買い物支援など、皆さんの生活を暮らしやすくするため、たくさんの活動が行われています。

また、伝統文化や歴史、特産品、自然や風景、あるいは住んでいる人など、様々な地域の資源を活かして、地域の伝統文化の継承や魅力づくり、発信など、「地域のまちづくり」は多分野、広範囲に及びます。

現在、各地域で、自治会をはじめ青少年育成協議会（以下「育成協」という。）や社会福祉協議会支部（以下「社協支部」という。）、PTAなど目的に応じて様々な団体が活動していますが、今後さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するため、また、地域を活性化させるためには、自分たちの地域の特性に応じて、必要な取組みを地域全体で話し合い、協力しながら地域のみんなで進める「地域のまちづくり」がとても大切です。

地域のまちづくりでは、地域で暮らす一人ひとりが主役なのです。

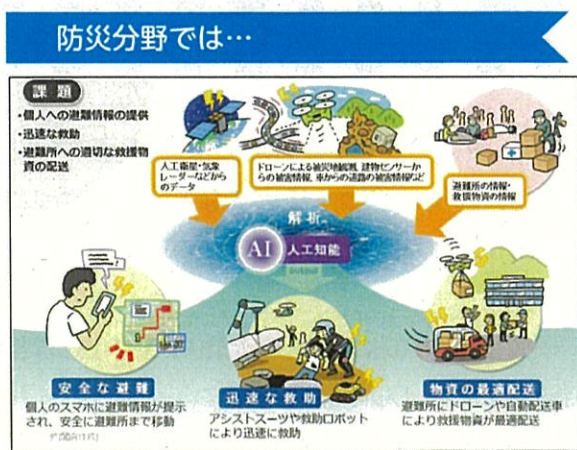
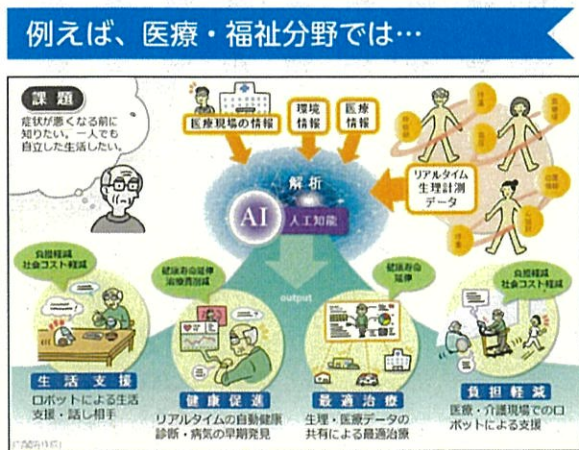
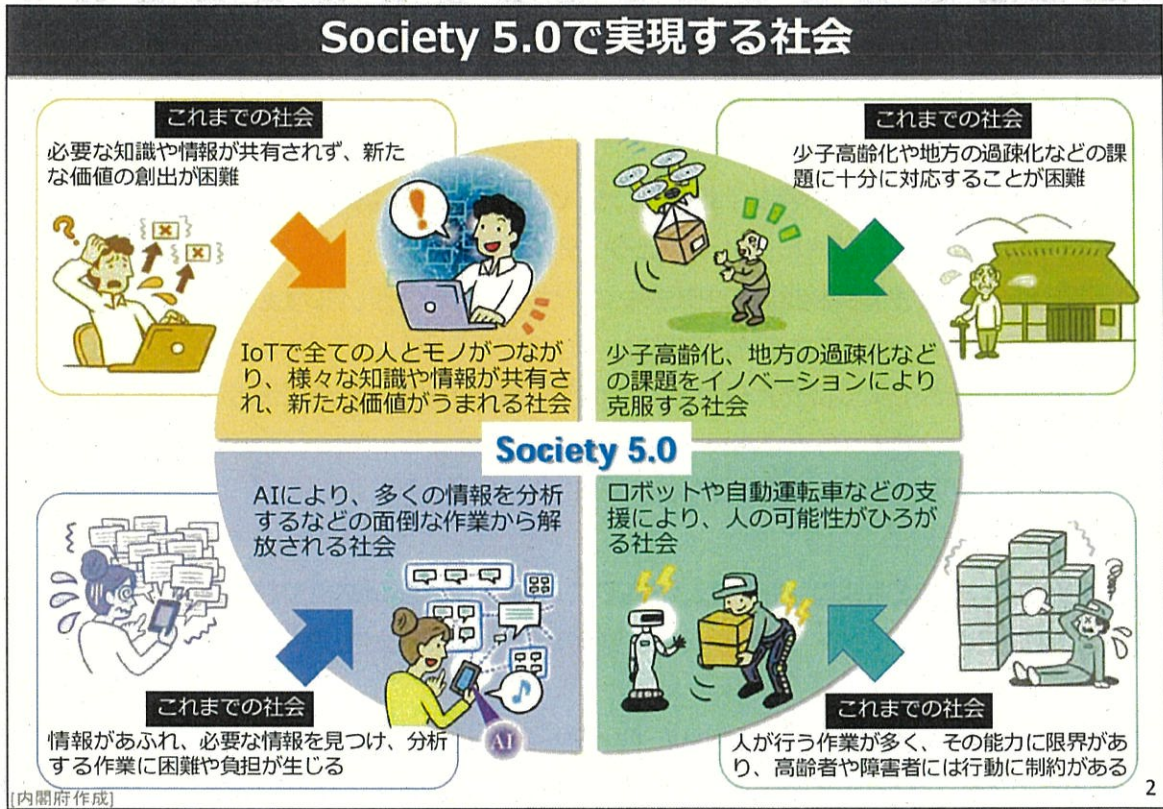
さらに、これからは地域のまちづくりを行う上では、活動が効率的に行うことができ、担い手不足を補うことにもつながるため、IoTやAI、ロボットなどの新たなテクノロジーも上手に活用していくことも考えていく必要があります。



Society5.0 で実現される社会

Society5.0で実現する社会では、IoT※5で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、少子化・高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題や困難を克服します。また、AI※6により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、これらの課題解決をめざします。

【参考】内閣府ホームページより



※5 「IoT (アイオーティー)」とは、Internet of Thingsの略。人を介さず、モノが自動的にインターネットと繋がる技術のこと。

※6 「AI (エーアイ)」とは、Artificial Intelligenceの略。人工知能。知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。

方向性(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

- ◆地域（人、活動など）を知る
- ◆日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく
- ◆困ったときには助け合える関係をつくる

地域のまちづくりを進めるためには、一人ひとりが自分たちの暮らす地域に関心を持つことが第一歩と考えます。

地域を知ることから始まり、地域の中で困ったときには声をかけあったり、困った人がいたら気がけたり、何かあったら助け合える関係を築いておくことが理想です。

まずは、一人ひとりが自分が暮らす地域について知ることから始めてみましょう。

- ・ご近所にはどんな人が住んでいるんだろう？
- ・子どもの登下校時に横断歩道の側であいさつしている人がいるなあ
- ・ゴミステーションがいつもきれいだな
- ・台風の後の枝木や葉っぱが片付けられている！誰がしてくれたんだろう？
- ・毎年、近くの公園でお祭りをやってるなあ
- ・この石碑はどんな意味があるのかな？

自分が住んでいるまちには、どんな人がいて、どんなお祭りがあって、どんな人が活動していて、どんな歴史があって……。ちょっと地域のことに目を向けてみませんか。

近年、一緒に暮らす世帯人数の減少や、インターネット環境の普及により生活スタイルや価値観の多様化など、社会の状況が大きく変化している中で、あまり周りの人とつながらなくても生活ができて、そのことを好む人も少なくないようです。

一方で、市民アンケート結果からも分かるように、「ご近所に助け合える人がいる」ことを望んでいる方がいることも事実です。

特に、災害など有事の際には、ご近所での助け合いがおおいに力を発揮します。日頃からご近所の方とあいさつを交わすなど「ゆるやかにつながっておく」ことで、いざというときにも互いに気がけて声をかけあうことができるのではないのでしょうか。

一人ひとりのちょっとした気付きや小さな興味から、地域のまちづくりは始まります。



■ 地域での取り組み例

○各団体による地域情報紙の発行

自治会や地域コミュニティ連絡協議会、PTA、育成協、ふれあいセンター等、各団体が情報紙を発行し、各団体の活動内容のほか、地域の情報も多く掲載されています。最近では、地域のお店等に置かれているフリーペーパーにも地域の情報が載っていますので、ぜひ手に取って見てみてください。また、パソコンやスマートフォンから各団体のホームページやFacebook、LINEなどSNS※7で見ることができるものもあるので、お住まいの地域で検索してみてください。

各団体の情報紙による発信



各団体のホームページによる発信



各団体のFacebook (フェイスブック)



各団体のLINE (ライン) アカウント

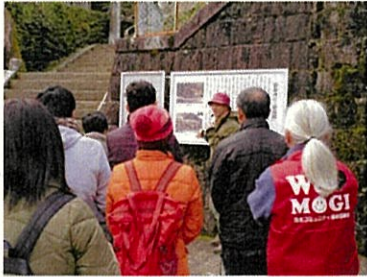


※7 「SNS(エスエヌエス)」とは、Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネットを介し、共通の趣味や仕事などを持つ人たちが集まり、意見の交換や知り合いの紹介などを行うことで、新たな人脈作りやコミュニティを形成するサービスの総称。

○地域さるくや講演会の開催

地域の歴史を住民や地域外の方に興味を持ってもらうため、各地で地域さるくや講演会が開催されています。

[茂木コミュニティ連絡協議会主催]
茂木歴史さるく



茂木地区では、茂木コミュニティ連絡協議会主催で、「茂木歴史さるく」が開催されました。地区内外から参加され、地区住民の皆さんには新しい気づきが、地区外の方には茂木の魅力を知る機会となりました。

高浜地区
高浜こどもさるく



高浜地区では、子ども会育成会主催で「高浜こどもさるく」が開催されました。多くの子どもたちが参加し、さるくの後は、「高浜の好きなどころ」や「私たちにできること」について話し合うワークショップも行われました。

[深堀地区コミュニティ協議会主催]
夏休み深堀サマースクール

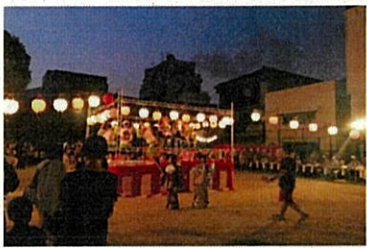


深堀地区では、深堀地区コミュニティ協議会主催で「夏休み深堀サマースクール」が開催されました。地区内にあるお寺の住職さんから深堀の歴史の講話があり、子どもたちが自分たちの地域について知る機会となりました。

○夏祭りや敬老会、成人式、運動会など住民同士がふれあう行事の開催

各地域で様々な季節に根付いた行事が開催されています。

[朝日校区連合自治会主催]
慰霊盆踊り大会



[伊良林校区連合自治会主催]
伊良林校区まつり



[立神地区連合自治会主催]
敬老会



[社協西坂支部主催]
ふれあい餅つき大会



[東長崎地区自治会連合会主催]
成人式



[三重地区体育会主催]
体育祭



取組み	説明	所管課
様々な市の公式SNSによる情報発信 ・市公式ホームページ ・Facebook ・Twitter(ツイッター) ・Instagram(インスタグラム) ・LINE(ライン)	それぞれの地域で行われている活動を広く市民の皆様へお知らせします。	各担当課
井戸端パーティー	気軽な交流を楽しむために「ながさき井戸端パーティー」専用サイトを開設しています。このサイトでは、企画者が自ら交流の場を投稿することで、市内各所で行われるさまざまな交流がマップに表示されます。	地域支援室
長崎ケーブルメディアの情報番組「なんでんカフェ」での地域活動紹介	長崎ケーブルメディアの情報番組「なんでんカフェ」の1コーナーである「もってこい市民力」で、協働の事例や市民活動団体、地域の団体をご紹介します。	市民協働推進室 地域コミュニティ推進室
ホームページ長崎市市民活動センター「ランタナ」での紹介	市民活動センター「ランタナ」のホームページで、協働の事例や市民活動団体、地域の団体をご紹介します。	市民協働推進室
各地域センターによる情報発信	各地域センターで、それぞれの地域で行われている活動を情報紙やホームページ、SNSなどでお知らせします。	各地域センター
地域おこし協力隊による情報発信	それぞれの地域の情報を、隊員のWebサイトやSNSで発信します。	各地域センター
地域なんでも情報局の発行	社協支部活動をはじめとした、各地域で行われている地域福祉活動を紹介します。	市社協
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ(自治会活動、地域コミュニティ、地域交通、ごみの分別、防犯、交通安全、福祉、国際理解など)について分かりやすく説明します。メニューは長崎市ホームページをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
長崎をテーマとした公民館講座の開催	地域を知ることのねらいとして、長崎にゆかりのある人物や長崎の伝統文化を取り上げた講座、特産品を使った料理教室、まち歩き講座などを実施し、その際には各々の分野の専門家だけでなく、身近な地域の人材を講師とするなど地域のひとづくり、まちづくりにつなげています。また、学びの成果や地域の人や活動を公民館まつりや公民館だよりを活用して地域に発信します。	各公民館 生涯学習課
ながさき歴史の学校の講座開催	長崎市内の歴史(長崎学、文化、文化財等)を気軽に学べる講座を開催します。	文化財課
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関わる歴史、地理、伝統などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にする心情を養うとともに、児童の郷土研究を顕彰するため社会科に関するコンクールを実施します。	長崎学研究所

地域で活動している団体、知っていますか？

自治会・連合自治会

自治会は、地域において人と人とのつながりをつくり、「今よりもっと住みよいまちにしたい」「誰もが安全安心に暮らせる環境をつくりたい」「自分たちのまちをきれいにしたい」など、地域共通のさまざまな課題を解決することを目的として、地域のみなさんが自主的に組織している任意の団体です。

長崎市には、およそ1,000の自治会があり、各自治会の連合組織として、概ね小学校区単位で、88の「連合自治会」があります。よりよいまちづくりに向けてさまざまな活動をおこなっており、普段の生活において大変重要な役割を果たしています。

民生委員・児童委員

長崎市内には49地区1,012名（定数）の民生委員・児童委員さんがいます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

PTA（育友会）

PTAは「子どもたちの健全な育成を図ること」を目的に、会員である保護者と教職員が協力して学び合う、社会教育団体です。



社会福祉協議会支部

地区内における地域福祉の推進を図ることを目的とし、地区内の自主的な福祉活動の中核となり、住民が参加しやすい福祉活動を促進する実践団体です。

地区内に潜在化する保健福祉上の諸問題を地域団体の協力と努力によって解決しようとする、地域住民みんなの意志によってつくられた、公共性、公益性の高い任意団体です。



青少年育成協議会

青少年の健やかな成長のために地域社会として取り組むことを目的として、皆さんがお住まいの地域の中学校区または小学校区ごとに組織されています。

地域の方々が中心となり、季節の行事や体験活動、スポーツやレクリエーションなどイベントを実施したり、あいさつ運動や交通安全指導などの非行防止、事故防止の活動など、子どもたちの健全育成のために日々活動を行っています。

子どもを守るネットワーク

子どもたちが、安全にかつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、社会全体で子どもたちを守っていこうとするもので、全小学校区に設置しています。



方向性(2) 様々な人や団体が参画し連携する

- ◆個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する
- ◆多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める

私たちの暮らしている地域では、様々な人、団体、企業などが活動しています。

自治会や、PTA、育成協、民生委員や社協支部など様々な方々が、生活環境を整えたり子どもや高齢者の見守り活動をされたりしていますが、一方で担い手不足などの問題も出てきています。

地域のまちづくりは、地域に暮らすみんなで取り組むことが大切です。個人や地域団体だけでなく、学校、高齢者施設・病院、郵便局など地域の事業所や企業、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体など、多様な主体（様々な人や団体など）が参画し、それぞれで活動するだけでなく協力しあうことで活動の幅が広がっていきます。市や市社協、地域包括支援センターなど関係機関も、地域と一緒にあって地域のまちづくりに取り組みます。

みんなで協力しあうためには、まずはお互いの理解が必要不可欠です。各団体の取り組み状況など、情報を共有することで、一緒に取り組めることが増えたり、新しいアイデアが生まれたり、連携、協働につながります。

年齢や性別に関わらず、また、大学生や転入者などこれまで地域と関わりがなかった方など、誰もが気軽に参加し活躍できる場や機会など、より多くの人や団体などが積極的に地域のまちづくりに携わることのできる環境をつくっていきましょう。

そして、様々な人や団体が、情報を共有し、お互いの立場を理解し得意分野を活かしながら、連携、協働を進めていきましょう。

やってみゅーでスク・U-サポって？

地域でのボランティア参加を希望する大学生と、ボランティアの機会を提供する団体（応援団）をマッチングする「游学のまち de やってみゅーで“Uサポ”」をご存じでしょうか。

長崎市では、長崎地域の7大学^{※8}と連携し、ボランティア活動を通じた学生の人的成長と地域の活性化を図るため、長崎大学のボランティア活動支援組織「やってみゅーでスク」を事務局として、学生のボランティア活動を支援しています。

具体的には、応援団の企画したボランティア活動に、希望する学生が応募する仕組みとなっています。

まずは相談してみませんか。

やってみゅーでスク

[☎819-2870]

ホームページはこちら→



※8 長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎外国語大学、長崎女子短期大学

■ 地域での取組み例

○様々な立場の方々が集まって情報を共有する場の開催

自治会や社協支部、育成協、P.T.A、地域包括支援センター、事業所など、地域の各種団体の代表者が一堂に会して、地域の情報を共有する場が各地区で定期的開催されています。

[社協高尾支部主催]
情報交換会



[東長崎、日見・橘地域包括支援センター合同主催]
地域ケア推進会議



○様々な立場の方の地域活動への参画

地区内の学校に通う学生や交番のお巡りさん、介護事業所の職員さん、企業で働く会社員の皆さんなど様々な立場の方が、話し合いや夏祭り、運動会、見守り活動など地域での活動に参加されています。

様々な立場の方の地域活動への参加



[戸町地区]

地域の話し合いにお巡りさんも参加



[横尾地区]

地区内のお祭り（イベント）に福祉事業所がお店を出してくれています！

[土井首地区コミュニティ協議会主催]
こども会議



土井首地区では、土井首地区コミュニティ協議会主催で、「こども会議」を開催されました。地区の小中学生が集まって、「土井首まつり」のアイデアを出し合いました。

○自治会加入促進への取り組み

それぞれの自治会が行われている日頃の清掃活動や防災、防犯活動、見守り活動などは、普段の生活の中では目に見えづらいものですが、このような活動によって地域の安全安心な毎日は守られています。このような自治会の活動を多くの皆さんに周知し、参加してもらうために、各地区で加入促進に取り組んでいます。

[北陽小校区コミュニティ連絡協議会発行]
自治会活動紹介パンフレット



取組み	説明	所管課
自治会加入促進支援	広く市民に自治会活動の目的や必要性を周知するとともに、自治会が加入促進活動を行う際の方法や加入案内文例の紹介等により、加入促進活動を活発に行うための環境づくりを行います。	自治振興課
長崎市いきいき地域サポーター	地域活性化につながる経験・知識・技能を有する「長崎市いきいき地域サポーター」を、自治会活動の支援・助言等を行うために派遣します。	自治振興課
游学のまちdeやってみゅーで“U-サポ”	ボランティア参加を希望する学生と地域でボランティアの機会を提供する団体等（応援団）をつなぐ取組みを行います。	都市経営室
長崎伝習所	まちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的とし、行政・市民が提案したテーマごとに塾生を募集し研究・活動する、塾事業やつながり事業を実施します。	市民協働推進室
市民活動センター運営	ボランティアや市民活動を行っている方々や、これから行動しようとしている方々の交流拠点施設の運営により、団体等のネットワーク化、市民活動の活性化を図ります。	市民協働推進室
市民活動支援補助	市民活動の活性化を目的に、市民活動団体の経済的支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・スタート補助金（活動開始3年未満の団体への支援） ・ジャンプ補助金（1年以上活動していて、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるための支援） ・人材育成補助金（研修等派遣・研修等開催：団体の会員の知識・技術を向上させるための研修費の一部を支援） 	市民協働推進室
市民力推進委員会を運営	各種施策等について、意見聴取を行う市民力推進委員会を運営します。	市民協働推進室
ちゃんぽんミーティングの開催	市民のネットワークづくりを目的に、まちづくりについて、地域で活動している個人やグループが市長と意見交換を行うちゃんぽんミーティングを開催します。	市民協働推進室

方向性(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

- ◆福祉や防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し共有する
- ◆支えあいや防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む

地域にはいろいろな人が暮らしています。地域を見渡してみると、例えば、ゴミ出しや通院など一人暮らしのお年寄りのちょっとした生活の困りごとや子育ての悩み、家族の介護、災害のときの避難や子どもたちの通学時の安全確保など、様々な困りごとを抱えている人たちもいることがわかります。

市は、このような課題に対してみんなが安心して暮らせるよう、高齢者や子どもなどの対象や分野別に行っている市のサービス加え、地域特性に応じた地域の取組みを重ねることできめ細やかな対応ができると考えています。そのため、困りごとを抱えている人たちの身近にいる地域の方々の力がとても大切になってきます。

暮らしやすいまちは、お年寄りや障がいのある方、子どもから大人まで地域に暮らしているみなさんが、安全に安心して暮らせることが第一です。

台風や水害など災害時の避難方法や事前の備え、お年寄りの生活面でのお手伝い、健康で長く元気でいられるような健康づくり、子育て世代や様々な世代の交流の場づくり、子どもたちや心配な方々への見守りなど、ご近所の方のちょっとした気付けや地域として課題解決に取り組むことで暮らしやすいまちに近づきます。また、ご近所の方の異変など気になることがあれば、自治会長や民生委員、あるいは地域包括支援センターなどの専門機関につなぐことで解決につながることもあります。

また、地域の課題や優先して解決しないといけないことは、地域によって様々です。自分たちのまちでは現在どんなことが問題なのか、何から優先して解決していったらいいのか、まずは地域のみんで話し合って共有することが大切です。

地域のみなさんがアイデアを出し合い、力を出し合うことが暮らしやすさにつながります。それぞれの地域の課題解決に向けて、地域と市が一緒になって取り組んでいきましょう。



■ 地域での取り組み例

○地域の交流に関する取り組み

[ダイヤモンドまちづくり協議会主催]
ふれあいウォーキング



[蚊焼町盆踊り大会実行委員会主催]
蚊焼町盆踊り大会



[諏訪小校区子どもを守るネットワーク主催]
もちつき会



[晴海台コミュニティ連絡協議会主催]
ボウリング大会



[社協城山支部・育成協・育友会主催]
しろやまピースフェスタ



[社協桜町支部主催]
桜町小学校区夏祭り



○健康づくりに関する取り組み

[日吉校区連合自治会主催]
グラウンドゴルフ大会



[福田中学校区育成協主催]
福田ロードレース大会



○子ども・子育てに関する取り組み

[どんぐりまつり実行委員会主催]
どんぐりまつり



[戸町中学校区育友会主催]
ファミリープログラム



○安全安心に関する取り組み

[池島地域活性化連絡協議会主催]

防災訓練



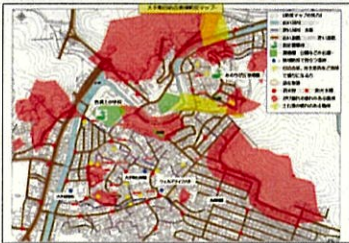
[銭座校区連合自治会主催]

防災講習 (避難所運営ゲームHUGの実践)



[為石地区防災協議会主催]

防災マップづくり



防災マップって?

自分たちの暮らしている地区の地図を囲みながら、「近くにある避難所は?」「ここは昔、崩れなかった?」「どこを通過して逃げればよか?」そんなことをみんなでワイワイ話し合いながら防災に関する地図を作っていくものです。

[手熊町自治会主催]

ささえあいマップづくり



ささえあいマップって?

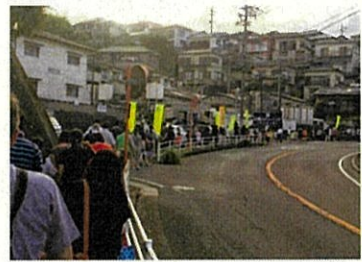
災害などのいざというときに備え、地域内の高齢者や障がい者などの支援が必要な人や、その方々を気かける人を、みんなで地図上に落とし込んでいくものです。

[矢上団地自治会連絡協議会、NPO法人たちばな]

青色回転灯防犯パトロール活動



[虹が丘小学校区子どもを守るネットワーク主催]



[大園小学校区コミュニティ協議会]

こども110番の家、見守りリング、通学路危険箇所マップ



○高齢者に関する取組み

[式見地区コミュニティ連絡協議会主催]
包丁研ぎ会



式見地区では、式見地区コミュニティ連絡協議会主催で、包丁研ぎ会が行われています。
高齢者の生きがいをづくりを目的として、それぞれの特技を地域活動に活かされています。

自治会や社協支部、民生委員、老人クラブなど
高齢者ふれあいサロン



[スマイルいなさ主催]



[社協水の浦支部主催]



[社協西浦上中央支部主催]

自治会や社協支部、民生委員、老人クラブなどで、高齢者が集まり交流するサロンを開催されています。

○生活環境に関する取組み

[大浦青年会主催]
大浦川清掃活動



[香焼まちづくり協議会主催]
海岸清掃



[横尾小学校区コミュニティ連絡協議会主催]
イノシシ対策



横尾地区では、横尾小学校区コミュニティ連絡協議会主催で、イノシシ対策に取り組まれています。
ワイヤーメッシュの設置やイノシシの生態や出会った時の対処方法などを子どもたちに教える講座を開催しました。

■ 市や関係機関の支援策

お問い合わせ：あじさいコール ☎822-8888

《安全安心に関すること》

取組み	説明	所管課
地域の防火防災力の向上	消防団、市民防火組織及び関係機関等と連携し、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会が自主的に防火防災訓練を実施できる体制づくりの支援を行います。	予防課
消防団への加入促進活動	消防団の活動を広報誌に掲載、チラシを作成し配布するなど様々な方法により消防団活動のPRを行うことで、地域の防火防災の要である消防団への加入を促進し、地域防災力の向上のための支援を行います。	予防課
ささえあいマップの作成支援	ささえあいマップとは、災害時などのいざというときに備え、一人で避難できないかた（要支援者）や、そのかたの避難をお手伝いするかた（支援者）などの情報を記載し、地域でささえあう体制を表示した地図です。市はマップの作成支援を行います。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
地域防災マップ作成支援	地域住民が、地域の危険箇所や避難所、避難経路などを確認し、災害の備えなどを話し合いながらマップを作成する支援を行います。	防災危機管理室
地域と連携した避難所運営事業支援	指定避難所の開設及び運営を、長崎市と連合自治会などが連携して実施することで、自主避難の促進、避難所の迅速な開設に努めます。	防災危機管理室
自主防災組織の結成支援	長崎市保健環境自治連合会防災部会と協同し、自治会等に自主防災組織の必要性について説明を行い、結成までのサポートをしています。また、すでに結成している自主防災組織についても、活動活性化の支援を行います。	防災危機管理室
市民防災リーダー養成講習の開催	地域防災力の向上及び被害軽減を図るため、地域防災力の推進役となる市民防災リーダー養成講習を毎年開催します。	防災危機管理室
ながさき防災サポーター養成講習の開催	市民の防災力向上を図るため、防災に関する知識・技術を習得できる養成講習を毎年開催します。	防災危機管理室
災害ボランティア事前登録	大規模災害の発生に伴い、災害ボランティアが必要な場合、早期の災害支援に対応するため、災害支援が可能なボランティアの事前登録を行います。	市社協
長崎市交通安全母の会連合会の活動費補助	長崎市交通安全母の会連合会が行う交通安全思想の普及活動の取り組みに対して財政支援を行います。	自治振興課



長崎市防犯協会連合会の事業費負担	長崎市や各地区の防犯協会で構成する長崎市防犯協会連合会が行っている自主防犯活動等に対して負担金を支出します。	自治振興課
長崎市交通安全協会連合会の活動費補助	長崎市交通安全協会連合会が行う交通安全意識の啓発及び普及活動の取り組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
長崎市内の小学校PTA等の交通安全活動費助成	長崎市内の国立、公立、私立の小学校PTA等に対して、交通安全活動費の助成を行います。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール団体の活動費補助	長崎市内の各地区で青色回転灯防犯パトロールを実施している団体に対して、活動費の補助を行います。	自治振興課



《健康づくりに関すること》

取組み	説明	所管課
食生活改善推進員の支援	地域住民に対して、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っている食生活改善推進員の研修や活動支援を行います。	健康づくり課 各総合事務所地域福祉課
ラジオ体操元気応援事業	地域における自主的な健康づくりのツールとして、取り組みやすいラジオ体操の普及を図るため、講習会や自主グループの活動支援を行います。	健康づくり課
レクリエーション・スポーツ教室	長崎市、長崎市スポーツ推進委員協議会が連携し、だれでも参加することができ、簡単にスポーツに親しむことのできるニュースポーツ体験イベントを行っています。	スポーツ振興課

《高齢者に関すること》

取組み	説明	所管課
高齢者ふれあいサロンの支援	各地区で開催されている地域の身近な場所で高齢者が気軽に集える場所である「高齢者ふれあいサロン」の運営を支援します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所地域福祉課



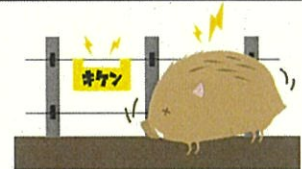
《こども・子育てに関すること》

取組み	説明	所管課
街頭補導・相談活動	少年の健全育成と非行防止を図り、少年補導委員による街頭補導や相談活動を行います。	こどもみらい課
放課後子ども教室の推進	社会教育団体等に運営を委託し放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て、子ども達の安全安心な居場所づくりを支援します。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助	子ども達が安全安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進し、各小学校区子どもを守るネットワークの活動費に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活動補助	地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図り、各青少年育成協議会の活動費に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子育て支援センターの設置運営補助	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」を設置し、その事業を行う団体に対し運営費補助金を交付します。	子育て支援課
地域親子のふれあい支援	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行います。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育て支援課
各小中学校でのファミリープログラム	ファミリープログラム（話し合い活動）を通して子育ての悩みを共有し、自己肯定感を高めます。その際のファシリテーター（進行役）の派遣の調整や謝礼金の支援を行います。	生涯学習課



《生活環境に関すること》

取組み	説明	所管課
ボランティア清掃の支援	道路など公共の場所をボランティアで清掃してくださる団体や個人に対して、ボランティア清掃用ごみ袋の支給、ごみ収集車の配車等を行い活動を支援します。	廃棄物対策課
地球温暖化対策の取組み	「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」が窓口となり、環境の出前講座やイベント案内、エコ情報の発信などを行います。 また、学校教育における環境教育を推進するため環境団体と連携し講座を行います。	環境政策課
地域ぐるみでの有害鳥獣対策の推進	地域ぐるみでイノシシ等を捕獲するための活動支援や侵入防止を図るためのワイヤーメッシュ柵等の資材の支援を行います。	農林振興課
まちなこ不妊化の推進	飼い主がいない猫（野良猫）の不妊化を希望する個人または団体に対し、不妊去勢手術費用の一部を助成します。	動物管理センター
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への負担金の支出	市民大清掃などの環境美化・緑化のための活動を官民協働で行う長崎市「街を美しくする運動」推進協議会の活動経費を負担します。	廃棄物対策課



《様々な分野の活動に関すること》

取組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組みます。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ（自治会活動、地域コミュニティ、地域交通、ごみの分別、防犯、交通安全、福祉、国際理解など）について分かりやすく説明します。メニューは長崎市ホームページをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
長崎をテーマとした公民館講座の開催	地域を知ることのねらいとして、長崎にゆかりのある人物や長崎の伝統文化を取り上げた講座、特産品を使った料理教室、まち歩き講座などを実施し、その際には各々の分野の専門家だけでなく、身近な地域の人材を講師とするなど地域のひとづくり、まちづくりにつなげています。 また、学びの成果や地域の人や活動を公民館まつりや公民館だよりを活用して地域に発信します。	各公民館 生涯学習課

市民と市長の地域みらい懇談会	地域の方々から市政運営に対する声や地域の課題を直接聴き、「対話」を通じて、本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映するため、地域の方々と市長との懇談会を、概ね中学校区ごとで開催します。	広報広聴課
自治会行事等に対する非接触型体温計の一時貸出	自治会の活動の支援のため、イベント時等に使用するための一時的な非接触型体温計の貸出を実施します。	自治振興課

《各団体への資金支援》

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取り組みを地区全体で話し合い、実行していく取り組みに対して財政支援を行います。	地域コミュニティ推進室
長崎市保健環境自治連合会の活動費補助	長崎市内で組織されている単位自治会の約85% (825自治会) が加入している団体である長崎市保健環境自治連合会が、共通の課題である保健環境の向上と地域コミュニティの推進を展開するための取り組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
住民活動保険	長崎市が契約者となり、住民活動保険に加入し、自治会や地域コミュニティ連絡協議会などの住民団体が活動を行う際に、事故があった場合の補償を行います。	自治振興課
自治会広報ながさき等配布謝礼金	自治会に対し、広報ながさき・県政だより等の配布世帯数に応じて謝礼金をお支払いします。	自治振興課
社協支部の事業費助成	地域福祉の向上・充実を図るため、小地域を基盤として設立された社協支部の育成及び支部が実施する地域福祉活動をより活性化するための事業に対し、助成します。	市社協
社会福祉事業の一部助成	社協支部の他、福祉団体が実施する福祉事業に対し、活動資金の一部を助成します。	市社協
赤い羽根共同募金の取組の推進	赤い羽根共同募金は「じぶんの町をよくするしくみ」として、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活課題や地域課題を解決するための財源として地域福祉活動を支援します。	市社協
長崎市交通安全母の会連合会の活動費補助	[再掲] 30、31ページ《安全安心に関すること》参照	自治振興課
長崎市防犯協会連合会の事業費負担		
長崎市交通安全協会連合会の活動費補助		
長崎市内の小学校PTA等の交通安全活動費助成		
青色回転灯防犯パトロール団体の活動費補助		

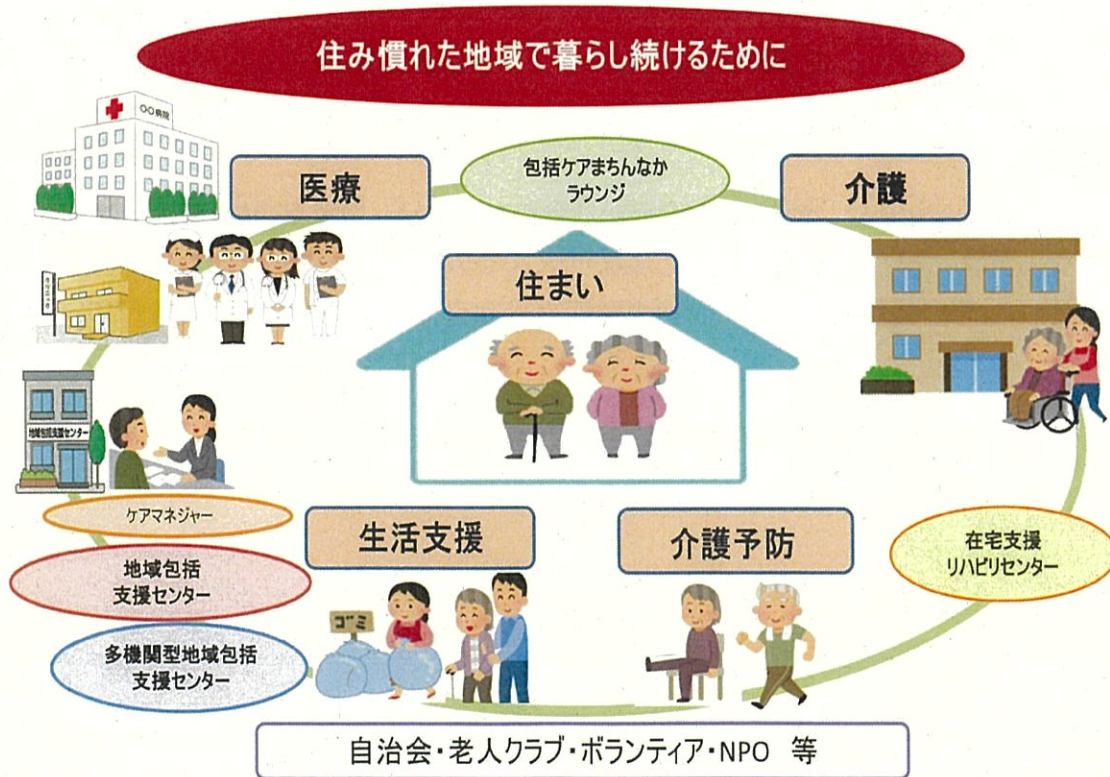
青少年育成協議会の活動補助	[再掲] 32ページ《子ども・子育てに関すること》参照	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助		
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への負担金の支出	[再掲] 33ページ《生活環境に関すること》参照	廃棄物対策課

長崎市が目指す地域包括ケアシステム

団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には長崎市の高齢者人口はピークを迎え、高齢者数は約13万8千人、高齢化率は約35%となることが推計されます。また、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることが見込まれており、さらに、総人口・現役世代人口が減少していく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた、超高齢社会への対応が求められています。

長崎市では、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ごとに必要な在宅医療や訪問介護などの医療・介護サービス、健康づくりを含めた介護予防、見守り・買い物支援などの生活支援、住まいを一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けて取り組んでいます。

お問い合わせ：地域包括ケアシステム推進室 ☎829-1421



方向性(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

- ◆地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する
- ◆地域の魅力を発信し、活性化に取り組む

みなさんが暮らす地域はどんなまちでしょうか。

ペーロンや郷くんちなど昔ながらの行事やおまつりなど歴史、伝統があるまち、新興住宅地で若い子育て世代がたくさん住んでいるまち、自然が多いまちや斜面地が多いまちなど、同じ長崎市内でもそれぞれ個性があります。

長崎市は平成の大合併で面積が1.7倍になり、現在、67の小学校区に478の町があり、特色ある町が集まっています。これからの地域のまちづくりでは、地域にある自然、特産品やまちなみ、あるいは伝統行事や住んでいる人など様々な資源を活かし、地域の魅力づくりや魅力の発信などの取り組みがとても重要になっています。

例えば、斜面地では、階段や坂が多くて移動が大変、車が家の前まで来ないなど不便だと感じることも、地域外の人から見ると景色がきれいといった魅力にもなります。普段暮らしていると当たり前で、なかなか気付かないようなコトやモノに注目してみると、それは地域の「魅力」かもしれません。地域の皆さんで地域の「魅力」として再認識することで、新たな地域の魅力の創出につながっていきます。

地域の一人ひとりが自分たちの地域に誇りを持って地域外へ発信することでその魅力は輝きます。

また、地域活動のための財源を確保するためにも、地域の魅力を活かした特産品の開発・販売等地域で「稼ぐ」といった視点も大切です。

このような取り組みは、地域内での交流が活発になったり、地域を訪れる人や地域に住みたいと思う人が増えたり、地域活性化にもつながってくるのではないのでしょうか。

それぞれの地域の魅力を創出し、それを発信することで、地域の活性化につなげていきましょう。

■ 地域での取り組み例を写真とともに紹介

○地域資源を活かした取り組み

[野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会主催]
樺島灯台ウォーキング




野母崎樺島地区では、野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会主催で、樺島灯台ウォーキングが開催されています。樺島史跡をめぐりながら、地域特産品を食べ歩きできるイベントです。

[野母崎地区活性化実行委員会主催]
地曳網体験



[茂木コミュニティ連絡協議会主催]
空き家・空き地活用セミナー



[土井首地区コミュニティ協議会主催]
ゆうこうを使ったスイーツづくり講習会



[大浦青年会主催]
松が枝公園クリスマスイルミネーション



○地域の歴史伝統に関する取り組み

[戸石ペーロン協会主催]
戸石ペーロン大会



[千々町自治会主催]
鬼火焚き



[小ヶ倉地区自治会連合会主催]
小ヶ倉くんち



■ 市や関係機関の支援策 お問い合わせ：あじさいコール ☎822-8888

取組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組みます。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取り組みを地区全体で話し合い、実行していく取り組みに対して財政支援を行います。	地域コミュニティ推進室

移住支援	移住支援のホームページにおいて移住者目線での地域の魅力発信を行い、移住の総合相談窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」で、移住希望者のニーズに合った相談対応などきめ細やかな支援を行っています。また、移住希望者が地域での具体的な「暮らし」のイメージが描けるよう、地域の関係団体等と連携し案内を行うなどの移住支援に取り組みます。	移住支援室
グリーンツーリズムの活動の推進	長崎市の農林水産業の振興や農山村地域の活性化を図るため、グリーンツーリズム実施団体の活動を支援します。	農林振興課
商店街組合等が実施するソフト事業またはハード事業に対する支援	商店街組合等において実施する、組織体制の強化や地域のにぎわい創出につながるソフト事業の取組みを支援します。 また、商店街の機能性や安全性の向上を図ることを目的とした、共同施設整備事業に対し、支援を行います。	商工振興課
長崎市景観まちづくり地域団体活動助成金	地域における景観形成の推進を目的として組織され、定期的な活動を6ヶ月以上継続している団体を「景観まちづくり団体」として認定し、活動経費の一部を3年間に限り、年間20万円を限度として助成を行います。(年間1団体に限る)	景観推進室
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関わる歴史、地理、伝統などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にすることを養うとともに、児童の郷土研究を顕彰するため児童の研究成果に関するコンクールを実施します。	長崎学研究所
歴史まちづくりの推進	東山手・南山手地区において、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりに地域と一緒に取り組みます。	景観推進室
無形民俗文化財保存育成費補助	貴重な文化遺産である民俗芸能や伝統行事を次世代へ保存継承し、郷土愛を高め、文化の向上を図るために、長崎市指定の無形民俗文化財の保存団体に対して隔年で補助をします。	文化財課
伝統芸能活動費補助	一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるコミュニティ助成事業助成金を活用し、長崎の伝統芸能である長崎くんちの演し物の奉納や郷土芸能の保存・継承を行う地域団体に対して、備品整備等の費用の一部を助成します。	文化財課
長崎郷土芸能保存協議会補助	市内各地域の伝統ある優れた郷土芸能の保存・継承を目的として活動する「長崎郷土芸能保存協議会」に補助金を交付し、長崎郷土芸能大会の開催を通じて郷土芸能の保存・継承を図ります。	文化財課

柱2 未来へつなげる体制づくり

社会の状況が変わっていく中でも、暮らしやすいまちづくりや個性ある地域の魅力づくりなどの地域のまちづくりを、次の世代にもつなげていくために地域の基盤づくりはとても重要です。

長崎市では、自治会をはじめ地域の各種団体が活動に取り組むとともに、地域コミュニティを支えるしくみを構築し、そのしくみを活用して各種団体が連携して地域の力を集めて地域のまちづくりを行う「地域コミュニティ連絡協議会」を設立して、それぞれの地域で取り組みを始めていただいています。その取り組みを継続しつつ、地域においては、地域活動の担い手の発掘や育成にも取り組む必要があります。

地域のそのような取り組みを応援するために、市や関係機関においても地域の体制づくりや人材育成の支援などに対する支援体制を強化し、持続可能な地域のまちづくりを推進します。

方向性(1) 地域の体制づくりを進める

- ◆自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会を設立する
- ◆地域活動の担い手発掘、育成に取り組む

地域では現在、様々な分野においてそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組まれています。一方で、地域活動への参加者の減少や役員の担い手不足、活動への参加者がいつも一緒などといった声も多くお聞きします。人口が増えてきた時代から人口が減っていく時代が変わっていく中、地域においても今までのやり方をそのままやり続けることが難しくなっています。

これからの地域のまちづくりでは、関わる仲間を増やし、必要なことは何かをしっかりと考え共有し、「他人事」としてではなく「我が事」としてとらえ、みんなで取り組む、そして将来につなげるというしくみが必要です。

長崎市では、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体がしっかりと運営できるようにするとともに、それらの団体同士がさらに強くつながり、地域課題の解決や活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立をご提案しています。

また、地域のまちづくりを持続していくためには、できるだけたくさんの方々に関わっていくことが必要不可欠です。具体的な約束事を決めて、「みんなができるときにできることを無理なく行えるようなしくみ」をつくることも一つのアイデアです。

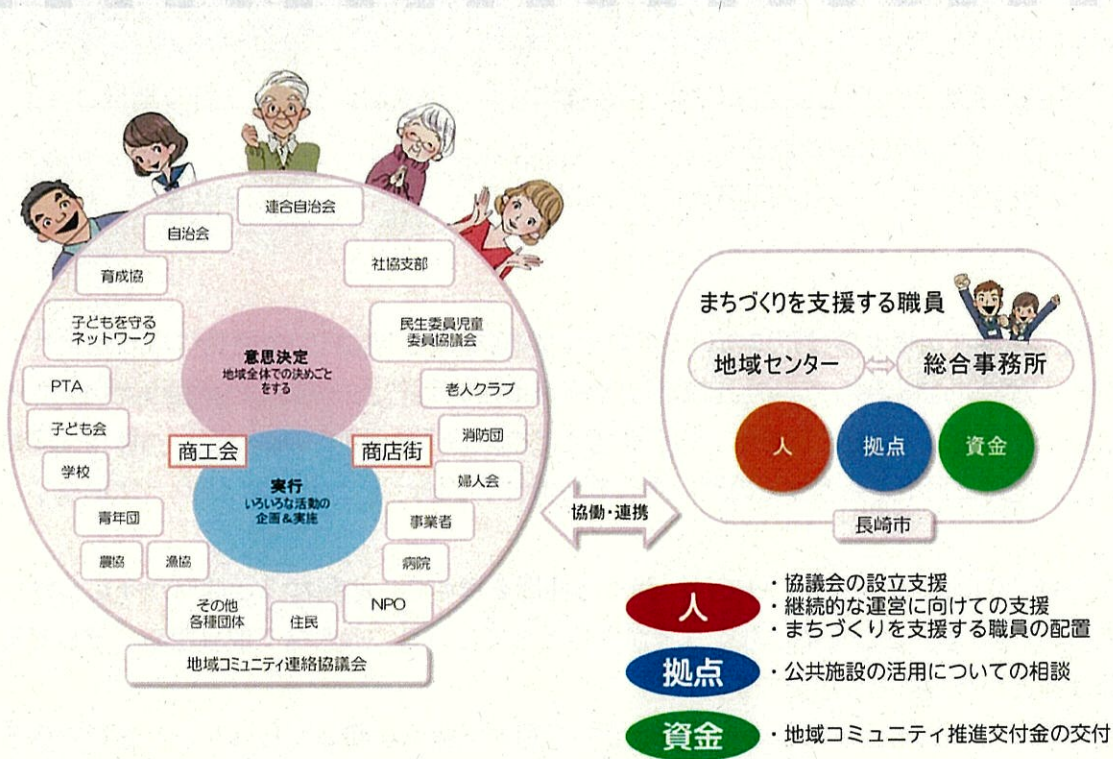
子どもたちや子育て世代、退職を迎えた世代など幅広い世代や新たに地区に住み始めた人への働きかけなど地域活動に参画しやすいきっかけづくりを行っていくことで、「ちょっと手伝ってみようかな」という人を増やしていきましょう。

また、これまで地域で活動してこられた方々の経験や知恵を次世代へ伝えるしくみや学ぶ機会をつくり、担い手の育成に取り組んでいきましょう。

地域コミュニティを支えるしくみって？

現在、地域では、自治会をはじめ育成協や社協支部、PTAなど目的に応じて様々な団体が活動しています。今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、これらの団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、自分たちの地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要だと考えています。

◆地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図



長崎市は、地域の各種団体が連携し、一体的な地域運営を行う「地域コミュニティ連絡協議会」に対して、人・拠点・資金の3つの視点で応援します。

詳しくは、長崎市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

長崎市 地域コミュニティ

検索

(1) 地域コミュニティ連絡協議会の範囲

概ね小学校区または連合自治会（統廃合前の小学校区を基礎とするもの）の区域等

(2) 構成団体

- ・ 地区内の自治会数または自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成
- ・ 連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成

(3) 活動内容

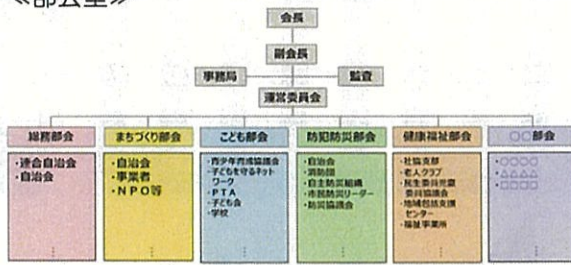
まちづくり計画（地区の将来像と課題、課題解決のための取り組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの）に基づき、毎年度、事業を考え実行し、地区課題の解決を図る。

(4) 組織体制（イメージ図：図の構成団体や部会は一例）

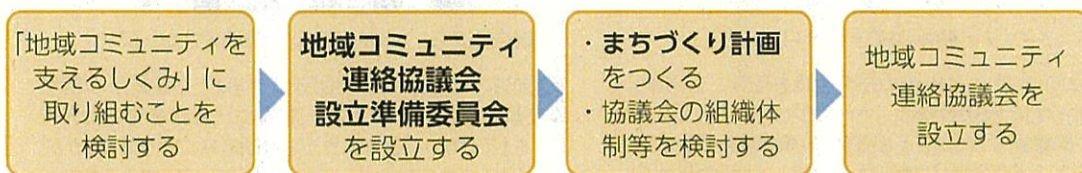
《ネットワーク型》



《部会型》



(5) 地域コミュニティ連絡協議会設立までの流れ



○準備委員会の様子

準備委員会は、地区内の団体や事業者の代表者等で構成

○まちづくり計画をつくる話し合いの場の様子

まちづくり計画は、地区内の小学生、若手、女性などの様々な住民の皆さんが集まって、まちづくりのアイデアを出していただき、準備委員会でまとめていきます。

■ 地域での取り組み例

○地域住民による話し合いの場

地域コミュニティ連絡協議会の設立やまちづくり計画の策定にあたっては、子どもからご年配の方まで幅広い年齢層や様々な立場の地域住民の皆さんで地域の現状を共有し、地域の未来と一緒に考える話し合いを開催しています。

この話し合いの中で、これまであまり関わりがなかった方々が地域活動に参加するようになった地区もできました。



○地域コミュニティ連絡協議会を設立すると…

事業運営の担い手が増えた！



〔茂木コミュニティ連絡協議会〕ペーロン大会

新たな担い手づくりと地域の活性化を目的に、以前から実施していた伝統行事「ペーロン大会」を、多くの団体や事業所が参画する協議会の事業として実施。そこから、大会運営に関わる人が増え、地区内外からの参加者も増加して交流が生まれました。

様々な人の意見を吸い上げ活動につながった！



〔深堀地区コミュニティ協議会〕地域でまわそう市

定期的に地域内の各種団体や学校、事業所との情報交換会をしていることで、幅広い意見が吸い上げられるようになり、連携しながら取り組みにつなげることができるようになりました。新たにボランティアクラブをつくったことも参画のきっかけになっています。

様々な主体とのつながりが広がった！



〔土井首地区コミュニティ協議会〕土井首まつり

協議会設立までの話し合いの回数を重ねたことや協議会の体制を部会制にして様々な団体から参画してもらうことで、これまでなかった団体同士、小中学校や事業所との連携がしやすくなりました。

情報紙の集約による負担軽減！



〔横尾小学校区コミュニティ連絡協議会〕よこおびと

連合自治会や育成協、ふれあいセンターなどの広報紙をまとめて横尾小学校区コミュニティ連絡協議会の情報紙「よこおびと」の中で作成し、各団体の情報の集約化、作成作業の省力化ができました。

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の設立支援	話し合いの場づくりや将来のまちの理念や今後の活動内容等を掲載したまちづくり計画策定の支援を行います。	地域コミュニティ推進室 各地域センター 中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
わがまちみらい情報交換会の開催	地域コミュニティ連絡協議会の設立、協議会の取り組みの参考とするために、協議会による設立の経過や活動の発表、参加者による意見交換を行う情報交換会を毎年1回開催します。	地域コミュニティ推進室
わがまちみらいマネジメント講座の開催	地域活動の担い手が、地域活動における運営能力の向上や地域活性化に効果的な手法を習得するための講座を開催します。	地域コミュニティ推進室
地域づくり担い手育成のための研修会の開催	地域づくりの担い手となる自治会向けの研修会を開催します。	自治振興課
地域ささえあいボランティア養成講座の開催	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活のちょっとした支え合いの活動を行う担い手を養成するための講座を開催します。	地域包括ケアシステム推進室
高齢者生活・介護支援サポーターの養成	高齢者ふれあいサロンや介護施設等において地域の高齢者を支えるボランティアの養成講座を開催します。	高齢者すこやか支援課
支部指導者研修会の開催	社協支部活動の更なる充実強化を図るため、社協支部の役員を対象とした研修会を開催します。	市社協
高齢者支援スタッフ研修会の開催	社協支部で行われている、ふれあい食事サービスや高齢者ふれあいサロンなど、高齢者の居場所づくりの活動を行っている担い手を対象とした研修会を開催します。	市社協
市民防災リーダー養成講習の開催	地域防災力の向上及び被害軽減を図るため、地域防災力の推進役となる市民防災リーダー養成講習を毎年開催します。	防災危機管理室
ながさき防災サポーター養成講習の開催	市民の防災力向上を図るため、防災に関する知識・技術を習得できる養成講習を毎年開催します。	防災危機管理室
移住支援	地域活動の新たな担い手となることが期待される移住者の増加を図るため、「ながさき移住ウェルカムプラザ」での移住希望者のニーズに合った相談対応など、移住の実現に向けたきめ細やかな支援を行っています。	移住支援室

方向性 (2) 地域への支援体制を強化する

- ◆市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する
- ◆市や関係機関が連携し、包括的に相談を受ける体制を整備する
- ◆市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

地域には様々な生活課題を抱えた方が暮らしています。

例えば、お年寄りの生活の不自由さや認知症の問題、子どもの貧困やネグレクト、DVや経済的困窮など、個人の困りごとから家族全体の複合化、複雑化した課題もあります。

課題を抱えている方の中には、制度の狭間で福祉サービスの対象とならない方や頼る人がいないなど、これまでの対象ごとや分野別に整備された縦割りの制度を適用するだけでは対応が難しいため、公的な支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」に展開する必要があります。

地域の皆さんがこのような方にいち早く気づき、相談機関につなぐことができるよう、これからも市や市社協など複数の専門的な相談機関で連携して、どんな相談でも抜け落ちることなく受け止める体制づくりを行っていきます。

また、地域のまちづくりがこれからも継続的に取り組まれるためには、市や市社協など関係機関も連携し、それぞれの地域の実情に合わせた支援を行う必要があります。

自治会長をはじめ地域活動の担い手の方々が、地域のまちづくりに取り組む上での悩みや困りごとの相談をお受けする体制として、地域センターや総合事務所にまちづくりを支援する職員を配置しています。まちづくりを支援する担当職員が地域の特性や課題など実情をしっかりと把握し、関係機関と連携しながら、地域の皆さんと一緒に課題解決に取り組んでいきます。

これからの地域のまちづくりは、地域の様々な世代や多様な主体と市など関係機関が連携、協働してこそ力が発揮されるものだと考えます。長崎市は今後も全庁体制で横断的に連携しながら地域の特色を活かしたまちづくりを進めていきます。



■ 市や関係機関の取り組み

取組み	説明	所管課
総合相談支援事業 (しゃきょう“なんでも”相談)	福祉、生計、家族、年金、苦情当、生活上の心配へのご相談を受けて、各関係機関と連携しながら解決に向けて支援します。	市社協
福祉に関する総合相談窓口	「多機関型地域包括支援センター」において、高齢・障害・子育て・生活困窮などの様々な悩みを受け止め、内容を整理し、関係機関と協力しながら解決に向けて支援します。	地域包括ケアシステム推進室
高齢者の身近な総合相談支援	地域包括支援センターが、高齢者の在宅介護や福祉・保健全般に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い支援します。	高齢者すこやか支援課
長崎市生活支援相談センターの設置、運営	仕事が見つからない、生活費に困っている等、生活の不安や悩みのある方の相談を受けて、相談員と一緒に考え、自立相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の案内のほか、必要に応じ生活保護の利用など、解決に向けて支援します。	生活福祉2課 市社協
貸付事業	低所得者、障害者等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるように支援します。	市社協
妊産婦・乳幼児の相談窓口 (長崎市子育て世代包括支援センター)	4か所の総合事務所地域福祉課及びこども健康課では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師・栄養士などの専門職が相談に対応します。また、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行い、必要に応じて母子保健サービスや子育て支援サービスへとつなぎます。	各総合事務所地域福祉課 こども健康課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育て支援課
障害者相談支援	長崎市内に5か所設置されている相談支援事業所において、障害福祉サービスの利用に関する支援等、障害者等からの相談に応じた情報提供や助言を行います。	障害福祉課
障害者自立支援協議会の開催	障害者支援の課題等について関係機関と情報を共有し、連携を取りながら、地域の実情に応じた体制整備について協議を行います。	障害福祉課
障害者虐待防止窓口の設置	障害者の権利・利益を守るため、障害者虐待の通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、受付を行います。	障害福祉課
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行います。	各地域センター 中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課

地区公民館のふれあいセンター化 自主的な学習活動の支援	地区公民館をふれあいセンターにすることで、地域にとってより活用のしやすい施設となります。地域の実情に応じた講座の企画、講師紹介などの相談に応じます。	生涯学習課
自治会集会所の建設奨励費補助金の助成	自治会活動の推進に必要な自治会が所有する集会所の建設を促進するため、新築及び補修等を行う自治会に対して助成を行います。	自治振興課
安全・安心・交流センターの活動支援	安全・安心まちづくりの推進を図るため、自治会等が行う防犯活動をはじめ美化活動など地域連帯活動の拠点として、廃止された交番等を自治会等へ無償で貸し付け、その支援を行います。	自治振興課
土地建物の貸し付け	財産活用課が所管している未活用の施設及び土地について、自治会へ無償貸し付けを行います。	財産活用課
集会所用地及び集会所の譲与	開発行為による市に無償譲渡された集会所用地及び集会所等について自治会に無償譲渡します。	財産活用課

地域を支えるしくみ ～行政サテライト機能再編成～

長崎市では、市町村合併後広くなった市域においても、近くで用事を済ませることができ、困りごとをスピーディーに解決し、地域の特性に合った対応をするため、平成29年10月から4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置しました。

地域センターでは、住民の皆さんが身近な手続きや相談ができるように、また総合事務所は道路・公園などの土木、保健師など専門職員やまちづくり支援担当職員が地域に出向くための拠点としました。

地域の困りごとは、まずは地域センターでご相談をお受けし、総合事務所（もしくは本庁）から専門の担当がお伺いしまちづくり支援を行っています。

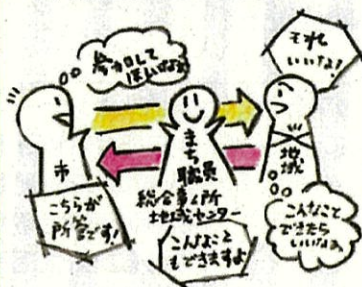
まちづくり支援担当職員の3つの役割



1 地域課題の解決

どんなことをするの？

- ・地域の困りごとを地域のかたから直に聴いて一緒に考え、解決につなげています。
- ・地域と庁内や関係機関をつなぐため、提案したりしています。



2 地域活動の支援

どんなことをするの？

- ・地域のかたが地域活動に取り組むときの助言やパイプ役を行っています。
- ・活動の魅力をホームページや情報誌などで発信しています。

【地域間をつなぐ】

例えは？

新設の高齢者サロン（高齢者向けの運動、講話等）から運営に関する相談があり、活動実績のある他地区のサロンを紹介。運営に関するアドバイスを受けたことで、安定した運営ができるようになりました。

3 協議会の支援

どんなことをするの？

- ・地域課題を地域で解決するためのコミュニティづくりをすすめる「地域コミュニティ連絡協議会」の設立及び、運営を支援しています。

【他地区の情報提供】

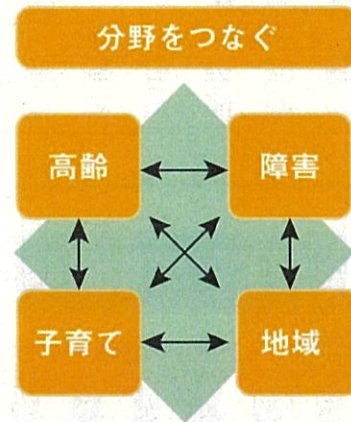
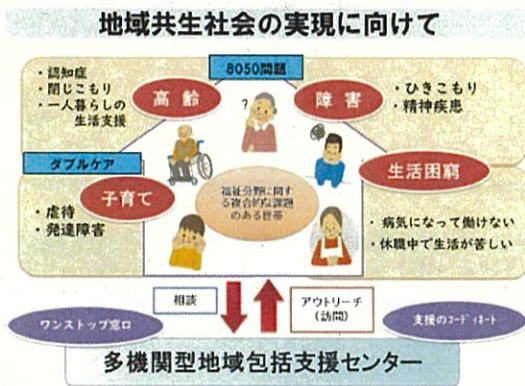
例えは？

協議会の事業を検討する際、他地区のイベントカレンダーを紹介したところ、部会委員全体に好評で、そこから地区独自の内容（歴史等）を入れてはどうかなどさらに発展した話が進められました。

多機関型地域包括支援センター

少子化・高齢化、地域のつながりの希薄化、制度や分野の縦割りなどの社会背景により、「様々な悩みが重なり合う。」「どこに相談してよいかわからない。」「助けてと言えない、言わない。」「制度のはざまに陥り支援が受けられない。」といった複合的な課題を抱えた世帯が増えてきています。

多機関型地域包括支援センターでは、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えているといういわゆる「8050問題」や子育てと親と子の介護で大変な「ダブルケア」など複合的な課題を抱えている、制度の狭間にある等の理由により、包括的な支援を必要とする世帯の相談を、相談支援包括化推進員（社会福祉士）が、ワンストップで受け止め、その世帯に寄り添いながら悩み・課題を整理し、解きほぐしながら必要な支援と一緒に考えます。また、個別の相談対応と合わせて、地域住民が抱える生活課題や福祉のニーズを解決するために、地域の多分野の相談支援機関が参加する「相談支援包括化推進会議」を開催し、重層的な支援体制のもと、力になってくれる人たちや、様々な制度など、支援のネットワークを作る「つなぐ支援」を行っています。



【分野をつなぐ活動の紹介】

1 障害者就労支援事業所で「認知症サポーター養成講座」を実施



障害のある方々が初めて認知症について学び、支え合う取組みのきっかけになりました。

2 障害者就労支援事業所と学童保育との協働体験



子どもたちが障害について学び、一緒に液体石けん作りを行いました。

3 高等学校での「校内居場所カフェ」の開設・運営【ゆめおす（若者支援）と連携】



空き教室等を利用して定期的に開設し、個別支援・退学予防・社会的孤立を防ぐ支援を行っています。

4 相談機関紹介の市民向けパンフレット「こねくと」の作成・配布

ライフステージごとに市内の相談窓口を紹介するパンフレットを作成しました。



相談機能・支援体制を上手に使う

- 困りごとがあったり、何かで困っている人や隣近所のちょっとした異変に気付いたときは、自治会長や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

近くにあります相談窓口。まずは相談を！

しゃきょう“なんでも”相談 (市社協)



福祉、生計、家族、年金等、生活上のあらゆる相談に応じて、解決方法のアドバイスをします。

相談窓口	電話番号
長崎市社会福祉協議会本所	828-5016
市社協香焼支所(老人憩の家 香焼ひまわり内)	871-4112
市社協三和支所(さんわデイサービスセンター内)	892-0646
市社協琴海支所(琴海ゆうゆう号デイサービスセンター内)	885-2141

※月～金 9:00～17:00

どこに相談をすればいいのかわからない

家族や近所の関係のことで悩んでいる

誰かに相談を聞いてほしい…



子育ての相談



子育て全般に関する相談。一人で悩まないで誰かに話を聞いてもらいましょう。

泣き止まない！
子育てでイライラする

いじめられている
学校に行きたくないな…



相談窓口	電話番号
こども総合相談 (子育て支援課)	825-5624
月～金 8:45～17:30	または 822-8573

ファミリー・サポート・センターながさき

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。

窓口	電話番号
長崎市社会福祉協議会	829-6244
長崎市保育会	829-7714

権利を守ること (権利擁護)

虐待をうけているとき、または、その疑いがあるときに、本人や発見者からの相談を受け、支援を行います。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者などに対し、財産管理や日常生活での様々な契約を行うなど不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぐための支援制度(成年後見人制度)があります。



虐待にあっている人がいる、虐待してしまう

財産管理に自信がなくなった

相談窓口	電話番号
高齢者…虐待相談専用電話 (高齢者すこやか支援課内) ※月～金 8:45～17:30 ※長崎市地域包括支援センター(20箇所)、各総合事務所地域福祉課でも受け付けています	827-6499 ※時間外 822-8888
障害者…障害者虐待防止センター (障害福祉課内) ※24時間対応	829-1800
子ども…児童相談所全国共通ダイヤル ※24時間対応	189 (いち・はや・く)
成年後見人制度 高齢者すこやか支援課 ※各総合事務所地域福祉課でも受け付けています	829-1146
障害福祉課	829-1141

地域包括支援センター



高齢者の総合窓口。
保健・福祉・介護について
の総合相談などを行います。

近所の一人暮らしの高齢者が心配…

悪質な訪問販売の被害にあった!

要介護認定の申請を頼みたい



地域包括支援センター	電話番号
東長崎地域包括支援センター(田中町)	813-8060
日見・橘地域包括支援センター(かき道2丁目)	801-2037
桜馬場地域包括支援センター(魚の町)	818-6602
片淵・長崎地域包括支援センター(夫婦川町)	801-5188
大浦地域包括支援センター(相生町)	818-8311
江平・山里地域包括支援センター(本原町)	841-7770
西浦上・三川地域包括支援センター(昭和1丁目)	847-0151
緑が丘地域包括支援センター(白鳥町)	847-3812
淵地域包括支援センター(城栄町)	814-0202
小江原・式見地域包括支援センター(小江原3丁目)	848-1222

地域包括支援センター	電話番号
西部地域包括支援センター(旭町)	862-0119
岩屋地域包括支援センター(岩屋町)	855-8000
滑石・横尾地域包括支援センター(滑石3丁目)	814-7770
三重・外海地域包括支援センター(京泊2丁目)	860-1100
琴海地域包括支援センター(琴海村松町)	801-2730
小島・茂木地域包括支援センター(田上2丁目)	820-8231
戸町・小ヶ倉地域包括支援センター(上戸町2丁目)	879-7408
土井首地域包括支援センター(江川町)	833-5454
深堀・香焼地域包括支援センター(深堀町1丁目)	895-7007
南部地域包括支援センター(布巻町)	892-3124

※開所時間は各センターで異なりますので、電話でご確認ください。

その他の相談窓口

障害者相談支援事業所

障害者の方々が地域で生活していくための支援を行います。
[障害福祉センター] 月～金 9:00～17:00
[障害福祉センター以外] 月～土 9:00～17:00

相談窓口	電話番号
障害福祉センター(茂里町)	842-2525
障害者相談支援事業所「つどい」(末石町)	898-5656
精神障害者相談支援センター「やまぼうし」(大橋町)	845-2337
障害者相談支援事業「いんくる」(三京町)	565-6112
障害者相談支援事業所「さち風」(田中町)	801-1122

生活支援相談センター

特に「生活が苦しい」「今後の生活に不安がある」方の生活の立て直しに向けた支援を行います。(月～金 9:00～17:00)

相談窓口	電話番号
長崎市社会福祉協議会本所	828-0028

自殺予防やこころの健康を支援する相談窓口

相談窓口	電話番号
長崎いのちの電話	842-4343

6 計画の推進・進行管理

(1) 計画の推進

本計画は、目指す地域の姿として「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、その実現に向けて2つの柱を設け、2つの柱に取り組むための方向性に沿って地域と市、関係機関が連携、協働して地域のまちづくりを推進します。

なお、市としては、長崎市地域コミュニティ推進本部（以下「推進本部」）において、全庁体制で推進していきます。

(2) 進行管理

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を次のとおり設定します。

本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、地域コミュニティ推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していきます。

また、社会情勢の変化などに応じて指標の見直しを図っていきます。

(3) 目標指標

目標指標	直近値 R 1年度	目標値 R 6年度	指標の説明 (アンケート調査の結果による)
1 ご近所に助け合える人がいる人の割合	28.7%	33.7%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
2 地域活動等に参加したいと思う人の割合	82.4%	87.4%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
3 地域活動等に参加している人の割合	51.7%	56.7%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
4 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	70.5%	75.0%	・75.0%を目標とする。

(4) 方向性の進捗をはかる指標

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6 年度
自治会加入率	68.7%	69.8%
井戸端パーティーの専用サイトの延べ閲覧者数及び企画掲載件数	[閲覧者数] 8,554人 [掲載件数] 146件 【R2.10.1 ～ R3.1.31】	[閲覧者数] 37,570人 [掲載件数] 639件

(2) 様々な人や団体が参画し連携する

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6 年度
自治会加入率【再掲】	68.7%	69.8%
市民活動センター登録団体数	200 【R2.4.1】	255
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】	17地区	61地区

(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6 年度
地域の防火防災訓練実施率	10% 【R2年度見込】	81.3%
自主防災組織活動カバー率	61.4%	71.9%
青少年育成協議会による市内事業の実施総数	147事業	170事業
健康づくり推進員の登録人数	1,843人	2,097人
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数【累計】	92	117

(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

指標	直近値 R 1 年度	目標値 R 6 年度
移住者数	292 / 年	200 / 年
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数	9,097人	10,600人

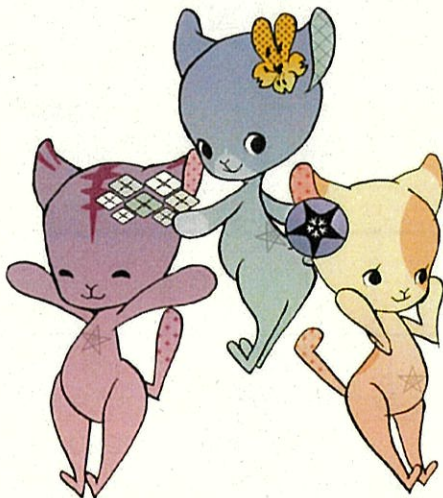
柱2 未来へつなげる体制づくり

(1) 地域の体制づくりを進める

指標	直近値 R 1年度	目標値 R 6年度
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数 [累計] 【再掲】	17地区	61地区
高齢者生活・介護支援サポーターの新規養成者数	73人	140人

(2) 地域への支援体制を強化する

指標	直近値 R 1年度	目標値 R 6年度
地域の会議及びイベント等への参加件数	—	4,000件
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数	388世帯	450世帯
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談数及び終結率	[相談件数] 306件 [実人数] 226件 [終結率] 95.1%	[相談件数] 352件 [実人数] 260件 [終結率] 95%以上



7 参考資料

(1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体代表者、福祉・介護関係や医療・保健関係、教育関係、子ども・青少年育成関係、防災関係、防犯関係、公益活動、産業関係、金融関係の団体代表者、学識経験者、公募委員など20人の委員で構成されています。

◆長崎市地域コミュニティ推進審議会委員一覧（五十音順、敬称略）

委員名	出身団体名	備考
石橋 博道	長崎市小学校長会	
和泉 由理香	トムテのおもちゃ箱	
稲田 純子	子どもを守るネットワーク	
岩永 大佑	公募委員	R2.2.13まで
犬塚 純一	公募委員	R2.6.2から
江頭 一	日本郵便（株）長崎県南部地区連絡会	
小笠原 貞信	認定NPO法人長崎在宅Dr. ネット	
小川 保徳	香焼まちづくり協議会	R2.10.14から
菊野 寛史	長崎市社会福祉協議会支部長会	
作本 博之	公募委員	
佐藤 順次郎	特定非営利活動法人たちばな	
谷 祐樹	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	
飛永 高秀	長崎純心大学人文学部	
西 清	長崎市保健環境自治連合会	副会長
西村 宣彦	長崎大学経済学部	会長
早田 徹	野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会	R2.10.13まで
深堀 陽水	長崎市地区商工会連絡協議会	
堀田 敏郎	長崎市PTA連合会	R2.8.25から
松尾 栄子	長崎市民生委員児童委員協議会	
松尾 英昭	土井首地区コミュニティ協議会	
宮崎 真奈美	長崎市PTA連合会	R2.8.24まで
山崎 咲美	長崎市青少年育成連絡協議会	
吉富 貴子	長崎市消防団	



(2) 長崎市地域コミュニティ推進本部

本計画を策定するにあたって、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例に基づき、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの総合的な推進及び調整を図るとともに、関係部局が緊密な連携を図り、個々の施策を連動させることで相乗効果を高めていくために、地域コミュニティ推進本部を設置し検討しました。

長崎市地域コミュニティ推進本部（令和元年10月9日設置）

本部長：市長

副本部長：副市長

委員：危機管理監、秘書広報部長、企画財政部長、総務部長、理財部長、理財部政策監、市民生活部長、原爆被爆対策部長、福祉部長、市民健康部長、こども部長、環境部長、商工部長、文化観光部長、水産農林部長、土木部長、まちづくり部長、まちづくり部政策監、建築部長、中央総合事務所長、東総合事務所長、南総合事務所長、北総合事務所長、消防局長、教育長、上下水道局長、議会事務局長、農業委員会事務局長

長崎市地域コミュニティ推進本部幹事会

幹事長：地域コミュニティ推進室長

幹事：防災危機管理室長、秘書広報部広報広聴課長、企画財政部都市経営室長、総務部行政体制整備室長、理財部資産経営室長、理財部財産活用課長、市民生活部自治振興課長、市民生活部市民協働推進室長、原爆被爆対策部被爆継承課長、福祉部福祉総務課長、福祉部高齢者すこやか支援課長、福祉部障害福祉課長、福祉部地域包括ケアシステム推進室長、市民健康部地域保健課長、市民健康部健康づくり課長、こども部子育て支援課長、こども部こども健康課長、こども部こどもみらい課長、環境部廃棄物対策課長、商工部商工振興課長、文化観光部文化財課長、水産農林部水産振興課長、水産農林部農林振興課長、土木部土木企画課長、まちづくり部都市計画課長、建築部住宅課長、建築部建築指導課長、中央総合事務所総務課長、中央総合事務所地域福祉課長、中央総合事務所生活福祉2課長、中央総合事務所地域整備1課長、東総合事務所地域福祉課長、東総合事務所地域整備課長、南総合事務所地域福祉課長、南総合事務所地域整備課長、北総合事務所地域福祉課長、北総合事務所地域整備課長、消防局予防課長、教育委員会教育総務部施設課長、教育委員会教育総務部適正配置推進室長、教育委員会教育総務部生涯学習課長、教育委員会教育総務部東公民館長、教育委員会学校教育部学校教育課長、農業委員会事務局事務長

説明 ↑↓ 意見
↑↓ 提案

説明 ↑↓ 意見
↑↓ 提案

↑↓ 連携

議 会

長崎市地域コミュニティ
推進審議会

市社協など関係機関

(3) 長崎市社会福祉協議会

社会福祉協議会(以下、「社協」という)は、社会福祉法に基づく社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。

市社協は、昭和39年9月15日に任意団体として設立し、昭和42年1月13日に社会福祉法人として認可を受けました。

社協は、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、社会福祉を目的とする事業者だけでなく、社会福祉に関する活動を行う地域住民、民生委員・児童委員、保健、医療、教育など多くの関係者の参加・協力のもと、誰もが \odot だんの \odot らしの中で \odot あわせを感じられる笑顔あふれるまち“ながさき”をつくるため、様々な事業を行っています。(※次ページ参照)

社協の役割 【社会福祉法第109条】

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

*市社協では、年2回(5月、10月)広報誌“社協だより”を発行している他、公式ホームページやフェイスブックで様々な情報を発信しています。



* 令和2年度現在

長崎市社協の事業紹介（※一部抜粋）

市民一人ひとりの困り事への相談支援



- ・しゃきょう“なんでも”相談
- ・長崎市生活支援相談センター
- ・生活福祉資金の貸付
- ・ファミリー・サポート・センターながさき



地域活動の支援

- ・地域福祉活動の企画・実施のための支援
- ・社協支部活動への支援
- ・各種研修会の実施



ボランティア活動の推進



- ・福祉体験学習の支援
- ・ボランティア活動に関する相談・調整
- ・災害ボランティアセンターの運営
(運営訓練の実施、
災害ボランティア事前登録の推進、
被災地災害ボランティアセンターへの
職員派遣)



募金活動の推進

- ・赤い羽根共同募金運動の支援（募金の募集・社会福祉事業への配分等）
- ・日本赤十字社の活動支援（活動資金の募集・赤十字活動の周知等）



(4) 市民アンケート調査結果概要

本誌にはアンケート調査の一部を掲載しています。

※このアンケートの全設問及び全回答については、市ホームページをご参照ください。

長崎市地域まちづくり計画

検索

◆調査の目的

この調査は、「長崎市地域まちづくり計画」策定の基礎資料とするため、複雑化・複合化している地域課題や地域のまちづくりに対する皆さんの考えなどを把握することを目的として実施しました。

◆調査設計及び改修結果

- ・調査対象者 18歳以上の長崎市民 2,000人（無作為抽出）
- ・調査方法 郵送方式（配布、回収ともに郵送で実施）
- ・回収状況 回収数944人 回収率47.2%
- ・調査期間 令和元年12月1日～12月27日（27日間）

◆基本属性

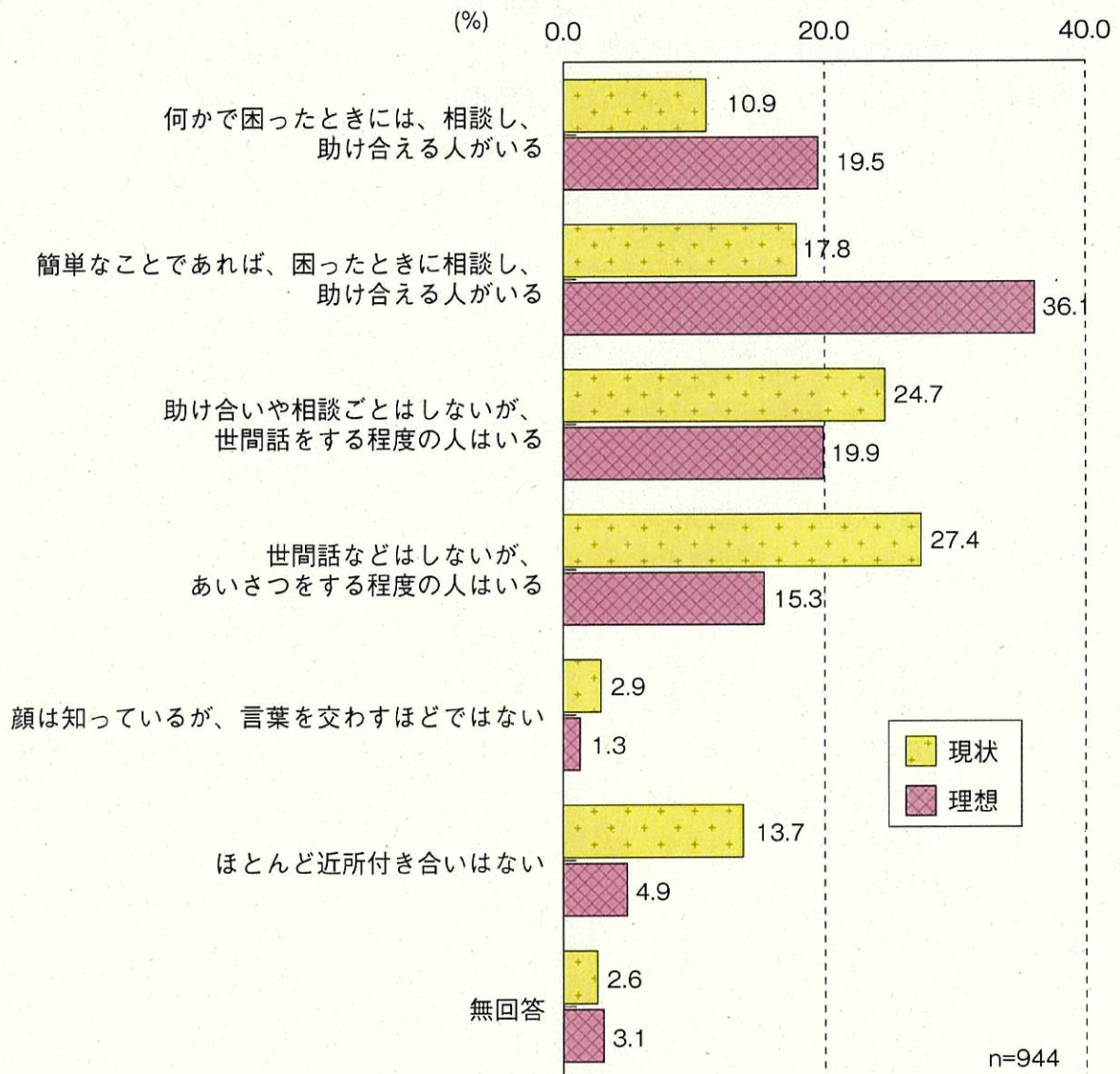
①年齢	20歳代以下	7.1%
	30歳代	8.7%
	40歳代	16.1%
	50歳代	17.5%
	60～64歳	8.1%
	65～74歳	22.6%
	75歳以上	19.4%
	無回答	0.6%
②世帯構成	一人暮らし	14.2%
	夫婦のみ	29.4%
	二世帯世帯	46.6%
	三世帯世帯	5.9%
	その他	3.4%
	無回答	0.4%

ア あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。【○は1つだけ】

現状としては、全体で「世間話などはしないが、あいさつをする程度の人はいる」が27.4%で最も多く、次いで「助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる」が24.7%、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がある」が17.8%で続いており、「近所づきあいがある（「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がある」+「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がある」）」は28.7%であった。

イ あなたは、どの程度の「ご近所づきあい」を理想としますか。【○は1つだけ】

理想としては、全体で「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がある」が36.1%で最も多く、次いで「助け合いや相談ごとはしないが、世間話をする程度の人はいる」が19.9%、「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がある」が19.5%で続いており、「近所づきあいがある（「何かで困ったときには、相談し、助け合える人がある」+「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がある」）」は55.6%であった。



ウ 長崎市では、現在、次のような団体が各地域で活動しています。あなたは、これらの活動に参加していますか。【○はあてはまるものすべて】

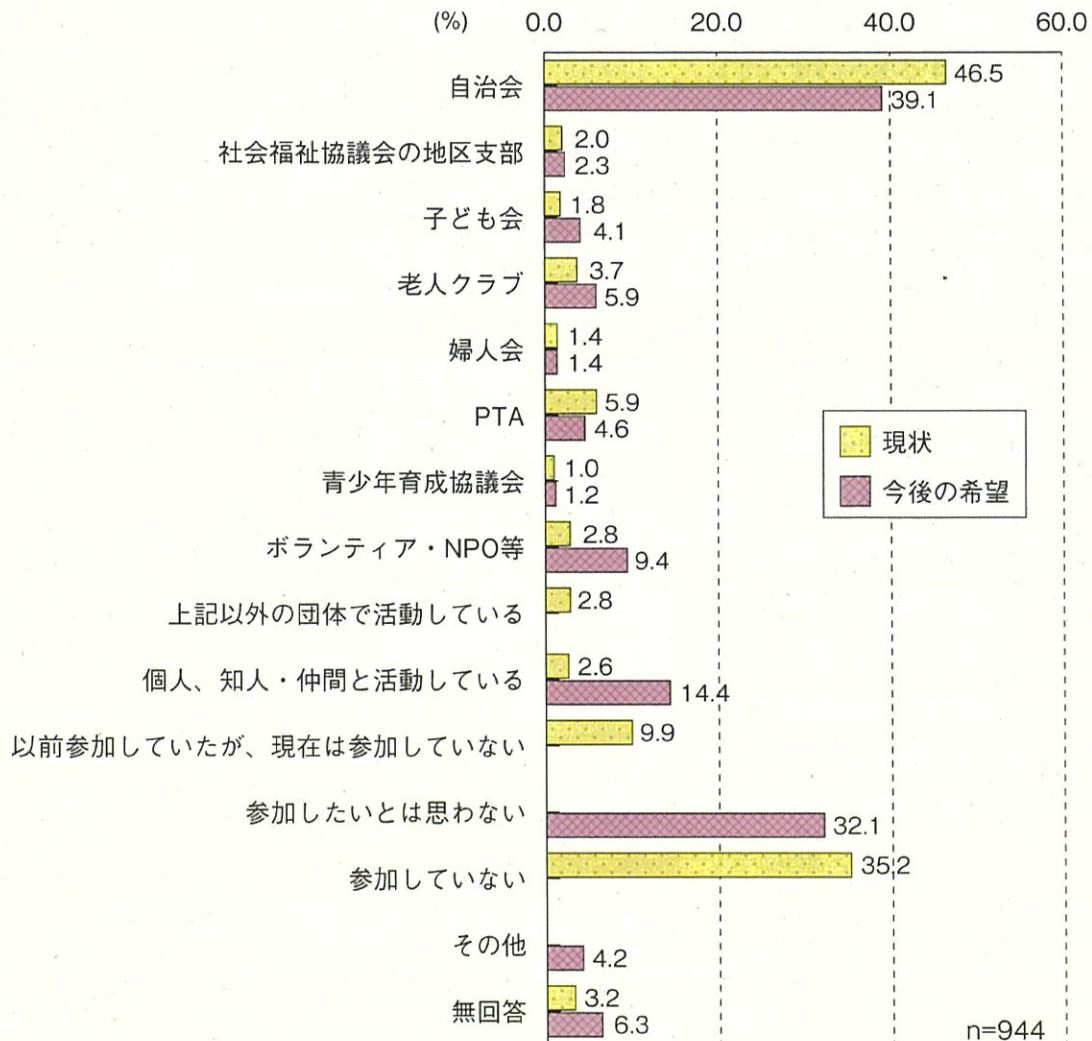
参加している活動は「自治会」が46.5%で最も多く、次いで「PTA」が5.9%、「老人クラブ」が3.7%と続いており、「参加していない」の35.2%と「以前参加していたが、現在は参加していない」の9.9%と無回答の3.2%をあわせた48.3%が現在活動に参加していないということになり、これを差し引くと、何らかの活動に参加している人は51.7%となる。

エ あなたは、今後、次のような地域での活動に参加したいと思いますか。(現在、活動に参加している方は、今後も続けていきたいと考える項目にも○を付けてください。)

【○はあてはまるものすべて】

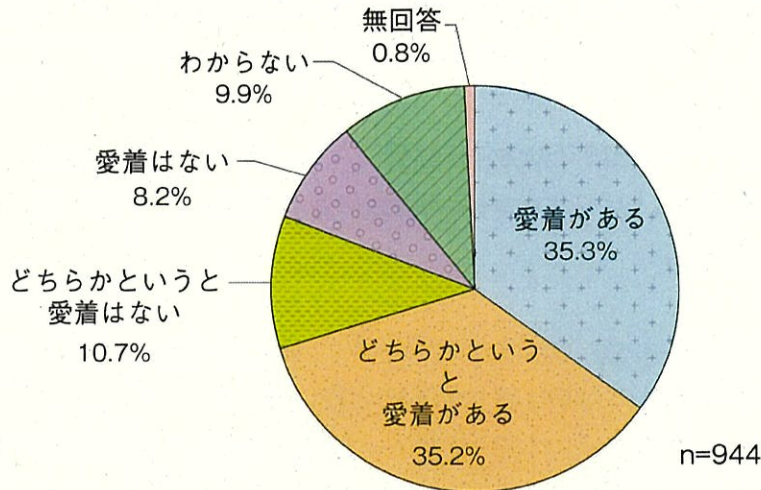
今後参加したい活動は「自治会」が39.1%で最も多く、次いで「個人、知人・仲間と活動したい」が14.4%、「ボランティア・NPO等」が9.4%と続いている。

一方、「参加したいとは思わない」は32.1%となっており、無回答の6.3%をあわせた38.4%を差し引くと、今後何らかの活動に参加したい(続けていきたい)人は61.6%となる。



オ あなたは、お住まいの地域に愛着がありますか。【○は1つまで】

全体では「愛着がある」が35.3%で最も多く、次いで「どちらかという愛着がある」が35.2%、「どちらかという愛着はない」10.7%と続いており、「愛着を持っている（「愛着がある」+「どちらかという愛着がある」）」と回答したのは70.5%であった。

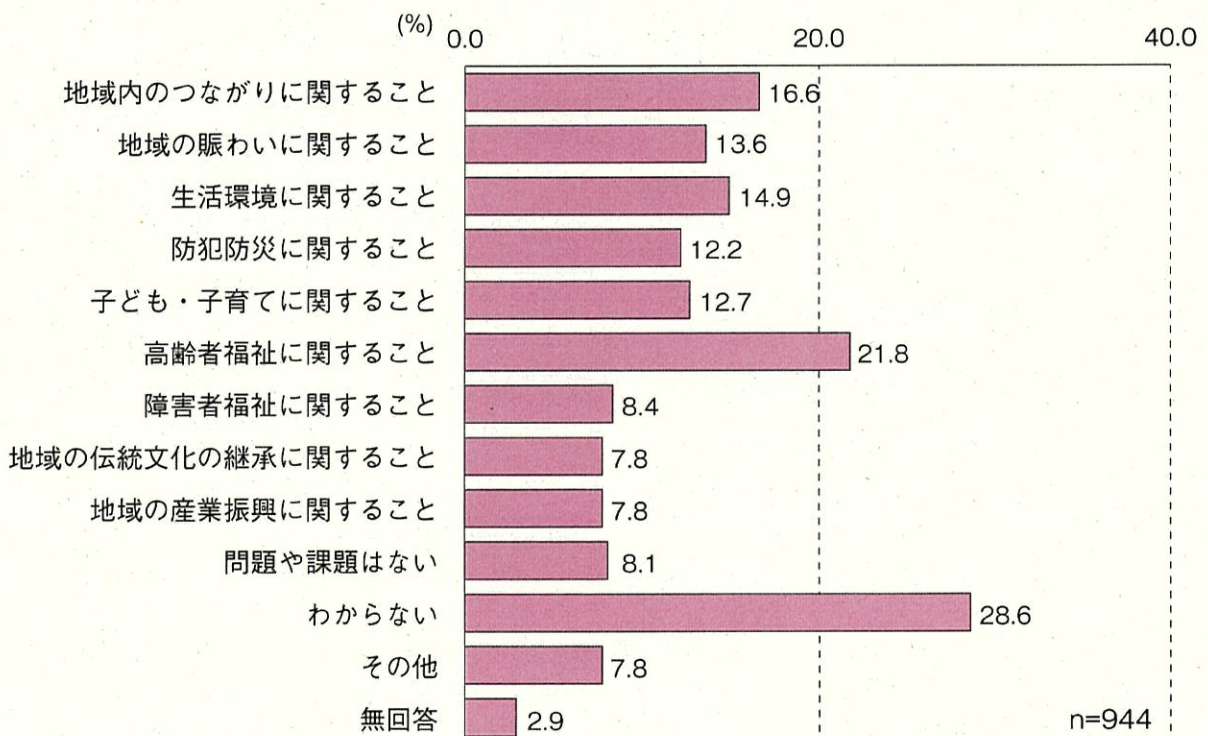


カ あなたが住んでいる地域には、どのような問題や課題がありますか。

【○はあてはまるものすべて】

住んでいる地域の問題や課題は「高齢者福祉に関すること」が21.8%で最も多く、次いで「地域内のつながりに関すること」が16.6%、「生活環境に関すること」が14.9%で続いている。

一方、「わからない」が28.6%、「課題や問題はない」が8.1%となっている。

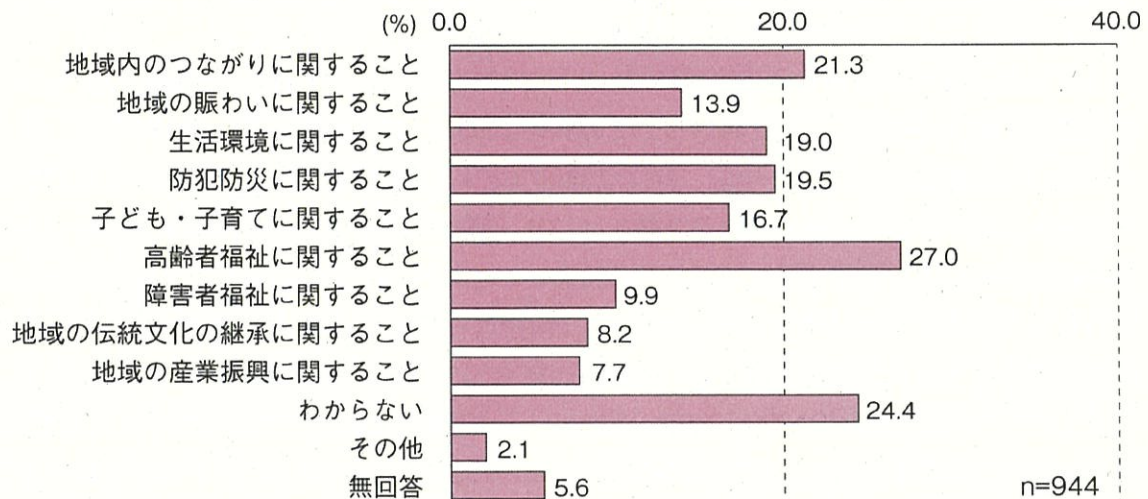


キ カのような問題や課題の中で、優先して解決に力を入れていくべきことはどれだと思いますか。①地域として、②行政として、優先すべきだと思うことについて、それぞれお答えください。【〇はそれぞれ3つまで】

【①地域として】

住んでいる地域の問題や課題で地域として優先して解決に力を入れていくことは「高齢者福祉に関すること」が27.0%で最も多く、次いで「地域内のつながりに関すること」が21.3%、「防犯防災に関すること」が19.5%で続いている。

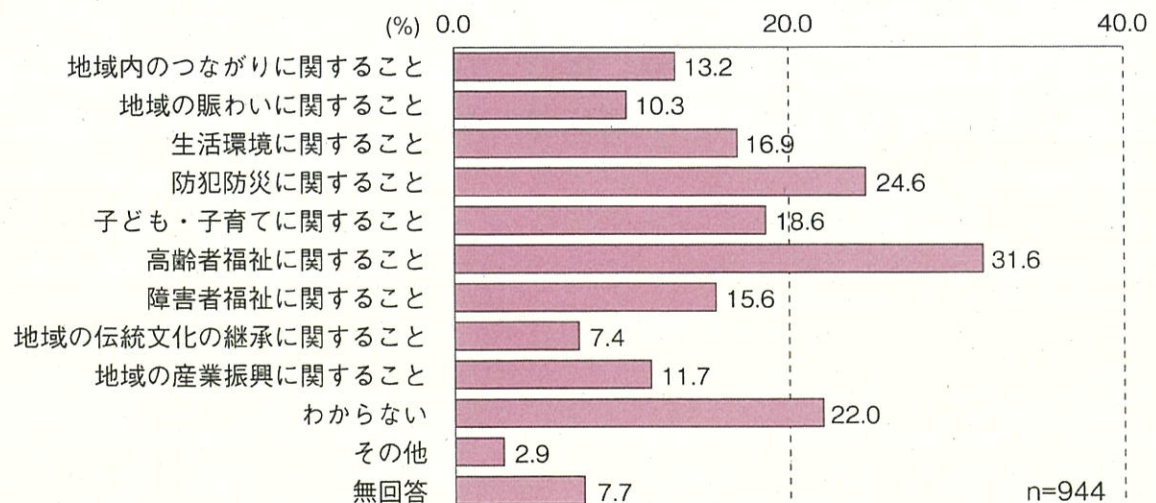
一方、「わからない」が24.4%となっている。



【②行政として】

住んでいる地域の問題や課題で行政として優先して解決に力を入れていくことは「高齢者福祉に関すること」が31.6%で最も多く、次いで「防犯防災に関すること」が24.6%、「子ども・子育てに関すること」が18.6%で続いている。

一方、「わからない」が22.0%となっている。



(5) 長崎市よかまちづくり基本条例

長崎市条例第39号

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によつて復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し」^{しよろうなが}に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となつています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まつて、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中の誰もが訪れたいくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にすまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

(まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることに
より、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまち
づくりを進めます。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
 - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
 - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
 - エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
 - オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
 - カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたい魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

(まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

(市民の役割)

第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
- 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもつて、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
- 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

(議会の責務)

第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。

- 2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例（平成22年長崎市条例第37号）によります。

(市長等の責務)

第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。

- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
- 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
- 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
- 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
- 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

(職員の責務)

第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

- 2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
- 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(6) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

長崎市条例第46号

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年長崎市条例第39号。以下「基本条例」という。）の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 基本条例第2条第1号に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて顔の見える関係を構築することができる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体であって、第7条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
- (4) 地区 第7条第1項第1号アからウまでのいずれかの区域をいう。
- (5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の多様な主体が参加する話合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力を努めるものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に認定するものとする。

- (1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域
 - イ 連合自治会（統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。）の区域を基礎とする区域
 - ウ その他市長が適当と認める区域
 - (2) 地区を代表する団体（市長が別に定める要件を満たす団体に限る。）であって、地区の様々な課題に対応できること。
 - (3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。
 - (4) まちづくり計画を策定していること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、その認定の可否を決定するとともに、同項の団体の代表者にその旨を書面により通知するものとする。
 - 4 第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 5 前項の団体の代表者は、第1項の要件を満たさなくなった場合又は地域コミュニティ連絡協議会を解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 6 市長は、地域コミュニティ連絡協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による認定を取り消すことができる。
 - (1) 前項の規定による届出をしたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたとき。
 - (3) 第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(条例施行後の検討の義務)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

長崎市では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえて、

地域におけるまちづくりに取り組んでいきます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさを守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	

SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

みんなで、す〜で！
ながさき虹色プロジェクト

【長崎市地域まちづくり計画】

策定 令和3年3月

長崎市企画財政部地域コミュニティ推進室

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

☎095-822-8888 (代表・あじさいコール)

